

昭和六三年三月

靈感商法被害実態とその対策について

（その二）

日本弁護士連合会

靈感商法被害実態とその対策について……その二

一	はじめに	1
二	その後の靈感商法の被害について	2
1	昭和六二年四月以降も続く被害	2
2	靈感商法まがいの商法の出現	7
三	救済活動に対する妨害とその対策	7
1	妨害の実情	7
2	妨害のねらいと対策	11
四	販売業者の組織的一体性に対する検討	14
1	販売組織網の全国的形成にみる一体性	15
2	ハッピーワールドの組織的背景	20
3	販売活動の拡大、巧妙化	21
4	人の流れにみる一体性	23
5	販売方法にみられる統一性	28
(一)	共通する被害の経緯	28
(二)	販売方法のマニュアル化・その統一性	29
(1)	青森事件押収マニュアル	29
(2)	京都地裁証拠保全にみるマニュアルのカード化	32
(3)	東京地裁証拠保全にかかる「霊場」	33

(三) 契約書面の類似性	34
(四) クレーム対策のマニュアル化	36
6 訴訟記録にみられる組織的一体性の実証	36
(一) 京都地裁証拠保全資料における例	37
(二) 青森・恐喝事件における例	39
五 靈感商法の実態とその対策	42
―被害の根絶にむけて―	
1 靈感商法の実態	42
2 被害救済の現状	43
3 今後の問題点と対策	44

一 はじめに

靈感商法被害は、昨年初め頃一挙に顕在化し、數年前から消費者センターなどに寄せられていた苦情相談は実際の被害の極く一部にすぎなかったことが明らかになった。

この商法は、その販売手口の悪質さや、日本全国に及ぶ被害地域の広範さ、被害者の数・被害金額の規模の大きさにおいて、さらに少くとも昭和五〇年代はじめから長期間継続してきたことなどの点において、ほかに類をみないものであり、大きな社会問題として注目された。

日本弁護士連合会は、全国の弁護士会、国民生活センター及び各地の消費生活センターの協力をえて独自に調査、研究し、昭和六二年七月「靈感商法被害実態とその対策について」と題する意見書を発表した。ここにおいて、靈感商法による被害の実態とその違法性を明らかにし、あわせてこの商法が、関係する多段階の業者群によって統一的組織的に実行されていることを強調し、販売業者の背後にこれを操る者の存在が窺われることを指摘してきた。

その後、各地の弁護士会及び弁護士の積極的取り組みや、行政・マスコミなどによる啓発により、表面的には靈感商法の被害申告は減少をみている。しかしながら、若干手口や商品をかえた新たな被害例も伝えられ、被害救済活動に携わる弁護士や弁護士会の活動に対する妨害も顕著であった。そこで当連合会は、消費者問題の視点から靈感商法に関する調査研究を続け、弁護士会及び都道府県・政令指定都市の消費生活センターを通じて最近の被害事例や弁護士などへの妨害の実情を調査したほか、販売業者の組織的一体性に関する多数の新たな資料を検討してきた。

その結果、販売業者が通産省などに自粛を申し出た昭和六二年四月以降も、各地で少なからず、同一グループによる類似事件が出現していることが明らかになった。さらに、証拠保全手

統などによる資料によって、靈感商法の手口を業者内部の資料から確認するに至った。また、販売組織の全国的形成の経緯や人の流れの解明により、組織的一体性が一層明白になるとともに、その組織的背景も明らかになり、これらにてらせば今後とも被害が継続、拡大するおそれがある。本報告書は、これらの点を明らかにするものとして、とりまとめられたものである。

靈感商法被害が再び潜在化し、拡大することがあってはならない。また、消費者被害の根絶には、弁護士会や弁護士の活動のみならず、行政、マスコミなど関係各方面の協力が不可欠である。本報告書によって、より一層本件商法の実態解明がすすみ、被害根絶にむけての対策が早急にとられることを念願するものである。

二 その後の靈感商法の被害について

1 昭和六二年四月以降も続く被害

(一) 輸入元及び卸元業者は行政や警察の追及を免れるためか、昭和六二年四月、通産省や国民生活センターなどに「誤解を生ずる販売を自粛する」旨文書を提出した。靈感商法に対する社会的批判の高まりがもたらした事態と言えよう。

幸い右時期以降の被害の申告は目立って減少している。しかしながら、その後も各地で同種被害が散見される。昭和六三年二月末段階で弁護士会を通じて判明した被害だけでも四八名、被害金額合計一億六八九六万円にのぼっている。念のため、国民生活センター、都道府県及び政令指定都市の消費生活センター計一〇一箇所、昭和六二年四月以降の被害について照会したところ、昭和六三年二月末までに、四五センターから印鑑、念珠、弥勒仏などに関する二七二件の苦情・相談が寄せられている旨回答があった。

特に昭和六二年八月頃から、各地で新たな被害が顕在化はじめ、東京・名古屋・奈良・滋賀・神戸・前橋・大宮・福島・札幌など各地に新たに販売会社が設立されたことが判明している。その会社の役員には、以前の靈感商法で名前が挙げた人物も多い。

新たな典型的被害事例は表1のとおりである。

最近の手口は従来の手口と比較して、主として宗教的人間関係をまず形成した上で販売を実行し、弥勒仏など新たな商品も加わり多様さがみられる点などが特徴である。その具體的内容は次のとおりである。

(1) 友人や親せきなどの伝手で、まず、宝石・毛皮・着物・絵画・カーペット・羽毛布団などの展示会にさそい、複数の販売員が長時間説得して主としてクレジットにより物品を購入させる。印鑑・表札・位牌・化粧品等の販売や手相占い等の名目で戸別訪問する例も多い。

(2) 前記の契機で近づいた被害者に「霊界はあると思うか、宗教に関心があるか。モラルの低下をどう思うか。」などと話し込んで、ビデオセンターに通わせる。霊石愛好会のサークル活動的催しにもさそい出す。家庭を持つ販売員の自宅で開くパーティーにささうことも多い。

(3) このような交流で親しくなった被害者を霊石愛好会の「道場」(従前の霊場と同種の場所)にさそい出し、従前の靈感商法と同様の霊能師の強引且つ長時間の説得で念珠・弥勒仏等の物品を購入させる。あわせて祈とう料や献金を強いる例も多い。

更に、所有する土地・建物を売却して、その代金のほとんどを「先祖の因縁から解放するため」などとして献金させられ、数千万円を失った例も東京を中心に、相当件数判

明している。

(4) なお、前述した事例の多くが、いったい誰から購入したのか、又、誰に対して代金を支払ったのかが被害者本人にさえ判らないように行われている。ほとんどの例が「道場」で支払いを約束して翌日に約束の金額を全額支払っているのであるが、契約書や領収証などの書面を作成していない。後日法的紛争に発展した場合に備えて責任回避を図っているといわざるをえない。

(二) このような手のこんだ商法が従前同様違法であることは何らかわりのない。

既に北海道では、昭和六十二年九月に三件の弥勒仏・念珠を買わされた被害者の申告を受けて、道民生活安定条例に基づき、昭和六十二年一〇月一七日付で販売業者に対し、文書指導を行っている。被害事例はいずれも、昭和六十二年六月に設立された販売店によるものであるが、条例で禁止する不当な取引方法のうち「消費者を威圧し、又は消費者に心理的不安を与えるような言動を用いて勧誘することに該当」するとして、是正するよう指導したものである。

業者はこれに対し、「霊石愛好会からの客の紹介で販売したもので靈感商法とは関係ない」と主張しており、このまま放置すれば、各地に同種被害が拡大していくおそれがある。今後、このような新たな被害が発生しないよう、各地の消費生活センターはもとより、各弁護士会においても十分注意が必要である。

表 1 典型的被害事例

No.	地域	性別	年齢	時期	被害金額	被害物品	被害の経過
1	東京	女性	二八歳	六月	五二万	印鑑 弥勒仏	至聖堂の販売員が戸別訪問で印鑑購入を迫る。購入の数日後ビデオセンターにさそったうえ、霊石愛好会の道場で六時間にわたり、「先祖を霊界から解放しなくては幸せにならない」と脅して契約させた。現物は明年五月引渡しと説明された。
2	千葉 県	女性	四〇歳	六月	二八〇万	絵画 大理石壺	近所の店の奥さんから富士美術の絵画展にさそわれ、長時間の説得で七〇万円の絵画をクレジットで購入。その後ビデオセンターに数回通った後、霊場で「地獄に苦しむ先祖を救う使命を果たさないと救われない。」旨脅して契約させられた。
3	神戸 市	男性	三四歳	六月	二二〇万 余	貴金屬外	勤務先の友人にさそわれてオーディビの展示場に何回かつれて行かれて貴金屬を購入させられた。更に、人生の相談にのってくれた先生を紹介するとしてビデオセンターにつれ出され、「あなたの先祖は苦しんでいる。そのため結婚してもうまくいかない。祖母が二一〇万円差し出して欲しいと言っている」などと一〇時間にあたりつて追って支払わせた。
4	東京 大阪 岡山	女性	二〇歳	六月	五二五万	弥勒仏外	大阪に住んでいた六一年当時から霊・念珠・印鑑・浄水機・化粧品・表札等の購入販売に関与した統一協会の信者であった娘は、東京に転居後、霊石愛好会の活動にも参加させられた。協会幹部の指示で岡山の実家から母をよび出し、霊石愛好会会長の住むマンションで会食後道場につれ出されて母子ともに同旨の説明をうけて母親が五〇〇万円の弥勒仏購入の契約を強いられた。娘もその後二五万円の弥勒仏購入を契約させられた。
5	前橋	女性	七〇歳	八月	一〇〇〇万	弥勒仏 念珠	ビデオセンターや霊石愛好会の会合に通わせて霊界や先祖の因縁等の話を信じ込ませ、同会の道場にさそい出して前同様の手口によつて畏怖混乱させ、善行堂が売主となつて弥勒仏五〇〇万、念珠五〇〇万の購入契約をさせて支払わせた。

8	7	6
横浜	岡山	滋賀県草津市
女性 四〇歳 代主 婦	女性 四六歳 主 婦	女性 二八歳 会社員
六二年 七月 八月	六二年 九月	六二年 一月
一一〇万	一一〇万	四万
念珠	霊界審査料として	念珠
表札の字面が悪いと言つて、自宅に上がり込み「病弱の相がある。主人が早死にする。先祖のたたりをおさめるためには念珠を持つようにしなさい。」と七時間居座つて有限会社秀仙堂の販売員が契約させた。 知人から先祖の診断の会場に誘われ五時間にわたつて経歴・先祖についての話をした後、御先祖霊界審査券をわたされた。その後ビデオセンターや講演会に通つた後、メシアの使いと称する男から「メシアに救われたいのか。先祖七代の因縁を取り除きたくないのか。四〇〇万出せば救つてあげます」などと迫られ、支払いを承諾させられた。 開運講演会に誘われた後、九回ビデオセンターに誘われて行くと共に、着物販売会社の友の回に入会。着物のしみ抜き加工を注文。さらに東洋易学の講演会に誘われ、家系図をとられ、懶ワールドクリエイトこと大成堂から「先祖の霊を解放するには大先生から賜ったものを授からねばならない」と迫られて購入。弥勒仏も勧められている。		

2 靈感商法まがいの商法の出現

なお、近時靈感商法に便乗したと見られる、宗教的色彩をよそおった類似の商法が各地に発生し、刑事訴追をうけていることにも留意する必要がある。

悩みを聞き出し悪霊をはらう特別祈願に必要と、西日本各地で二億円を詐取（久留米）。土地に悪霊がついているからとして売却を迫る（名古屋）。永代供養手続もしていないのにその代金名下に代金を交付させる（高松）。心のトレーニングセンターなどの受講生や会員を有料で勧誘する（東京）などである。このような、占いや素朴な信仰心にかこつけて金銭を交付させる事例や、靈感商法関係の業者以外にも、印鑑販売に際して詐欺・脅迫的言辭を弄する多くの事例が認められる。

豊田商事の手口をまねた悪徳商法が多発したように、靈感商法の巧妙な手口をまねた違法行為が頻発することのないよう注意を払う必要がある。

三 救済活動に対する妨害とその対策

1 妨害の実情

(一) 救済活動に対する妨害のひろがり

従前の他の悪徳商法と比較して際立った特徴のひとつは、その被害救済活動に対して様々な形態の妨害行為がなされている点である。

他の事件の救済活動においても、相手方ないしはその関係者からの、実力行使や嫌がらせ、その他の妨害行為が一部みられることはある。しかし、靈感商法におけるそれは、商法全体が全国的・組織的に行われていることの裏返しとして、妨害行為も単なる思いつき

的なものではなく、全国的規模で組織的・継続的に行われている。当連合会はこれを見逃すことができないものとして注目し、弁護士に関する妨害の実態調査を続けて来たが、そのうち特徴的な事案を紹介する。

(二) 妨害の実情

(1) 電話による妨害

イ 最も広く行われたのが電話を利用したものである。電話に「出ると切り、切ると又かかる」といった繰返し延々数時間にわたるといふ弁護士事務所・自宅への無言電話攻勢をはじめとして、留守宅の妻に「お宅のご主人は右翼のブラックリストにのっているから注意しろ」とか、「朝日の阪神支局の例もあるからね」等の脅迫まがいの匿名電話をかけるなどの嫌がらせは、程度の差こそあれ救済活動に携わる多くの弁護士の共通の経験となっている。

ロ 京都では、当事者尋問に出頭予定の原告に対し多数回無言電話があったため本人が脅えて予定の日に出頭できなくなるという事態も生じている。

ハ 被害一一〇番（電話相談）活動に対する妨害も激しく、妨害電話で回線が全てふさがり、相談電話が受信できない状況になった例さえあった。

ニ 靈感商法に関し特筆すべき妨害形態は、無関係の一般市民まで巻き込んだ形で展開された悪質な「かたり電話」である。実際に岡山であった例は表2のとおりである。

表 2 岡山における電話による妨害事例

番号	日 時	架電先	架電内容
一	昭和六年 七月二〇日	魚 勝 野田屋町店	にぎり寿司 六人前(六六〇〇円)の注文
二	右 同	萬果荘	マスカット見舞用二個の注文
三	右 同	山 留	一万円の料理五人前の注文
四	右 同	リ ッ チ	「訴訟を起こした」旨架電
五	七月二日	三井航空サービス 岡山営業所	ホノルルまでの航空券予約
六	右 同	住友生命保険 岡山支社	保険契約について架電
七	右 同	荒手茶寮	一万円の料理六人前の注文
八	八月一日	大東果物店	一五、〇〇〇円の果物がこの注文
九	右 同	兩備タクシー	配車手配
一〇	右 同	肉のフクイケ	肉の注文
一一	右 同	潮来さめきうどん	うどんの注文
一二	右 同	河原酒店	ビールの注文
一三	八月一日	中国交通	配車手配
一四	右 同	岡山ガス	ガス漏れ通報
一五	右 同	谷本園	花束注文
一六	右 同	雪印乳業 津島販売所	一リットルビンの定期購入 申込
一七	右 同	すし倉本店	一五三、〇〇〇円の料理注文
一八	右 同	瀬良備	「ハッピーワールド招待の弁護士会」と称し 八、〇〇〇円の料理と三、〇〇〇円のまかないの 酢漬一〇組を注文

一九	右 同	RSKバラ園	午後六時にハッピー商事と〇〇で三、〇〇〇円の ジンギスカン料理二〇人前の注文
二〇	右 同	日本経済新聞 津島販売所	定期購読の申込
二一	右 同	サンケイ新聞 北方専売所	定期購読の申込
二二	八月三日	岡山寝台自動車 岡山山下花運輸	不祝儀ネクタイ着用の運転手が迎えに来る
二三	右 同	引越センター	引越の依頼
二四	右 同	日本交通公社	ハワイ行(道切符)の予約
二五	右 同	キングラン中国	カーベットのクリーニング依頼 (架電は七月二日か八月一日)
二六	右 同	鯨 竹	寿司三人前を自宅に注文
二七	右 同	キヨード	自宅の和ダンス古道具の引取依頼
二八	右 同	藤山酒店	ビール大ビン一ダース・サッポロ生ビール二本 注文
二九	右 同	渡辺家政婦紹介所	自宅に六日家政婦の派遣依頼
三〇	右 同	クリンライフ岡山	自宅のふとんクリーニング依頼
三一	右 同	雅 芳	料理一〇人前 午後六時からの予約
三二	八月五日	岡山交通	午前二時の配車・インターホンを鳴らすよう依頼 (自宅)
三三	右 同	ふや平	料理の注文
三四	右 同	岡山府婦人互助会	入会申込
三五	右 同	岡山府婦人互助会 (担当若石田)	「暑がしくなったので自宅に大きい車で来てく れ」と依頼

三六	右 同 (午後二時頃)	岡山第一病院	東京海上火災の件で明日九時に調査に行く。早急電
三七	右 同 (午後二時頃)	日本学販株式会社	ボビー注文(学友教材)
三八	右 同	実践倫理家政会 岡山会館	早起したいので午前四時三十分自宅に迎えに来てくれと依頼
三九	右 同	日産 レンタカーリース	自宅に大きい車を届けてくれと依頼
四〇	右 同 (午後五時頃)	岡山クロコ販売 株式会社	クロレラを持って来てくれ。 七、五〇〇円分。
四一	右 同	岡山中古 ピアノセンター	ピアノを売るから引取に来てくれ。
四二	右 同 (午後七時三十分)	金分伊 (門田屋敷)	弁護士の〇〇だが、土曜のことで印鑑がほしいので持ってきてくれ。
四三	右 同 (午後七時三十分)	伍賀紀文	いきなり「あんただろう」詐欺を告訴するぞ、弁護士〇〇だ。」
四四	右 同 (午後七時)	平和樓	午後八時からの予約
四五	右 同	カルチャーホテル	夜一時にチェックイン予定 ツインを五ルーム(二〇名)
四六	八月六日	下電タクシー	午前一時三十分配車。姫路の病院に手術に行く (予約は前日の昼間?)
四七	右 同	岡山ヤクルト販売部	早期ヤクルト宅配(前日の予約?)
四八	右 同	オハヨー牛乳 妹尾特約店	宅配(パック二本・ビン一本) (五日の午後の予約)
四九	右 同	遠藤青汁友の会 津島販売所	遠藤青汁一本

五〇	右 同	岡山ヤクルト販売部	ヤクルト三本・ヤクルト岡北センター(岡山市津倉二一 〇五四一三九六)の方に五日に予約
五一	右 同	尾形勝信 (小型運送店経営)	「わしは弁護士の〇〇じゃ、おめえどこか悪い」とをしてくれるからしらめてやろうと思つてんじや、依頼の電話
五二	右 同 (午後二時頃)	さくら会 (マッサージ)	面会時間についての抗議 (所長をだせとのこと)
五三	右 同	岡山刑務所	「機嫌したな」
五四	右 同	石原茂夫	九時三十分から一時に持ってきてくれ (四万六、二〇〇円)
五五	右 同	サン・クロレラ (江田光康)	八月七日の二時頃、小学五年男子の家庭教師を頼む
五六	右 同	家庭教師センター	家庭教師依頼、電話中も「一台の電話のベルが切った(二七か二八くらい)の男の声」
五七	八月六日	岡山アカデミー (高松さん)	六、〇〇〇円の料理二五人前、六時に注文
五八	右 同	南京樓	午後四時一分から三分まで「弁護士の〇〇だ、君達が出ていきなさい。右翼活動はやめなさい。」
五九	右 同	まこと 心連合会	明朝一〇時頃、スキン二〇〇入りを一箱届けてほしい。(九時三十分) 五万円
六〇	右 同	日本バスコン	三時から四時迄の電話で六時から一万円のコース料理。三名の予約(はつきりとした中年男性の声)
六一	右 同	岡山ビューホテル	古道具の引取(六日午後二時頃の依頼)
六二	右 同	時代屋	

(2) 文書による妨害

イ 文書による妨害の中では、国際勝共連合発行の思想新聞及び同紙の姉妹紙といわれている世界日報（日刊）紙上に掲載された弁護士及び弁護士グループに対する批判記事の切り抜きコピーを、販売員や霊石愛好会等の名で弁護士や被害者に送り付けるといふ形態が目立った。浜松での暴力団組員による弁護士襲撃事件の切り抜きコピーを匿名で送付された例も多数ある。

ロ 思想新聞は、全国各地で異なった時期に同一形式で、救済活動を担当する地元の弁護士を誹謗する記事とその顔写真をのせた号外を発行し、これが霊石愛好会を名乗る者等により街頭配布されている。ほぼ同一形式の匿名の手書きビラが、複数の地域で同時期に作成・配布された例もある（資料七、八）。

(3) 示威行動

イ 婦人の集団が、霊石愛好会の名入りのハチマキ・タスキ姿等で相談会場へ押し掛けたり、会場前の道路にたむろして録音機、カメラ等をかまえて相談に来る被害者をチェックしようとする等の行動がかなりの地域でみられた。

ロ その他、販売の際の勧誘者等が足繁く被害者宅を訪れる等して被害申告の翻意や弁護士解任を促す等の行動が全国的にみられた。

2 妨害のねらいと対策

(一) 妨害活動のねらい

(1) 救済活動そのものの阻止

弁護士やその家族などに対する無言電話やいやがらせ電話などは、端的にその弁護士

に對して、その救済活動を中止ないし萎縮させようとしたものであろう。相談會に對して押し掛けてきたり、その際、中傷ビラを撒いたりすることも同様である。

(2) 被害者（依頼者）との信頼關係破壊

ひとたび弁護士に被害救済を委任した被害者に對しても、電話・中傷ビラ・面談等によつて、担当弁護士を中傷し弁護士に對する信頼を失わせるべく働きかけている。その結果、被害者が弁護士に不信任を抱き委任契約を解約した例もある。

(3) 被害の顕在化阻止

これには二つの側面がある。その一つは、一般市民に靈感商法とその救済活動の実情を誤解させることを目的とするものであり、中傷ビラ等の一般市民宛配布などがこれにあたる。

もう一つは、既に靈感商法によつて壺、多宝塔等の物品を購入している者に對して、その購入に疑問を抱かせない為、に救済活動を攻撃し、ひいては靈感商法の正当性を確信させようとするものである。

(4) 妨害活動のねらいの根源にあるもの

さらに、のちに宗教団体となつた靈石愛好會なる団体が結成され、救済活動に對して公然たる組織的「抗議」行動をとつてきた。他方、販売業者の自肅の表明にもかかわらず、その後も新たな被害が発生しており、この靈石愛好會がその後の販売活動にも関わっていることが明らかになっている。こうした経過にみれば救済活動に對して執拗に続けられた妨害活動は、「被害かくし」のみならず同種の販売活動を継続することをねらつたものと考えられる。

(二) 妨害活動に対する対策

弁護士に対するこれらの妨害活動は、単に弁護士ないし弁護士会に対する攻撃のみならず、ひいては弁護士から被害救済を受ける国民の権利に対する攻撃でもあり、さらに被害の継続・拡大をもたらすことにつながるものであって弁護士会および当連合会としても看過することなく毅然と対処することが求められる。

今日までの取組みとして、妨害をうけた弁護士団等の弁護士グループが抗議のアピールを発表したり、業務妨害や不退去罪で告訴したほか、福岡では中傷ビラの配布は名誉毀損・業務妨害であるとして霊石愛好会福岡支部の代表者らに対し損害賠償請求訴訟を提起した。右福岡の事件では、弁護士全体にかかわる重大問題であるとして、福岡県弁護士会会員一七八名が訴訟代理人となっているが、さらに会として対応している弁護士会もある。広島での会長談話の発表、抗議文書の送付等のほか、殊に妨害が著しかった岡山では、信用・業務の妨害として弁護士会長名で刑事告発に及んだところ、ようやくかたり電話が中止された。

又、靈感商法に関する出版報道活動の妨害をうけたとしてミニコミ誌の発行人から人権侵害の救済申立をうけた長崎県弁護士会は、世界基督教統一神霊協会（以下、統一協会という。）に対し勧告書を送付している。

今後とも弁護士会を中心として妨害活動に対し機敏かつ適切に対処することが望まれる。

なお、靈感商法に関しては、各地の消費生活センターやマスコミ各社も、相当の妨害をうけたと聞いている。被害者救済や未然防止のために消費生活センター等の行政機関やマ

スコミ報道の果たす役割は極めて大なるものがある。救済・予防活動が一定の成果を挙げてきたのは、これらの活動をぬきにしてはありえないことであつた。当連合会としては今後とも、妨害活動に対してこれらの諸機関、団体並びに取り締まりにあたる捜査機関と協力して対処していく所存である。

四 販売業者の組織的一体性に対する検討

靈感商法には、「靈感者役」及び多段階の販売業者が登場する。靈感商法に用いられた契約書面上では売主は末端販売業者の委託販売員と称する住所不明の個人であり、その末端販売業者の数は全国で多数にのぼるが、既に解散し清算手続を結了したとされているものが少なくない。さらにその上位に卸元業者及び輸入元業者があり、これらの業者は靈感商法で用いられた商品の輸入、卸元であることは争わないものの、靈感商法そのものの関与を否定している。

しかしながら、靈感商法にかかわるこれらの各段階の業者群全体に組織的一体性がうかがわれ、いずれも共同不法行為責任を負うべきものと思料されることは、先の意見書でも指摘したところである。その後もこれらの靈感商法販売業者の組織的一体性を多面的視点から解明すべく、法人登記、刑事記録、業者内部文書、元販売員からの聞き取り調査など、調査研究を重ねてきた。その結果、販売組織網の全国的形成の経過、輸入元業者である株式会社ハッピーワールドの設立の背景、関連業者間の人の流れや特異な販売体制とその背後にある宗教団体との関係、さらに販売及びクレーム処理のマニュアルの存在や各地の契約書面の共通性などが一層明らかとなり、靈感商法の組織的手口は証拠保全記録などの訴訟記録によっても確認された。これらの解明された諸事実はいずれも、靈感商法にかかわる業者が背後の宗教団体を軸として、

役割を分担しつつ一体となって靈感商法をおしすすめてきたものであることを示している。

以下、前述の多面的視点から具体的に検討する。

1 販売組織網の全国的形成にみる一体性

(一) 大理石壺や多宝塔・人參濃縮液の輸入元である株式会社ハッピーワールド（以下、ハッピーワールドという）は、昭和四六年五月幸世商事株式会社として発足した。同社と全国に八社ある卸元の「世界のしあわせ」各社は、輸入元である「幸世商事」の地方店として「〇〇幸世商事株式会社」の名で東京、名古屋、大阪の順に設立され、輸入元と末端販売店との間の卸元会社として活動した。末端販売会社がおこす被害者とのトラブル処理もこの卸元会社が担当した。そして、昭和五三年三月、輸入元が幸世商事から「世界のしあわせ」に社名変更（その後更にハッピーワールドに変更）するのと同時期に、卸元も「〇〇幸世商事」から「世界のしあわせ〇〇」(以下、世界のしあわせという)という形に社名変更をしている。更に「世界のしあわせ」各社への批判が高まった昭和六二年秋以降、各社順次新たな社名に変更された。これらの設立・社名変更の経過を表3に示している。

六六

(二) 昭和四〇年代末から、ハッピーワールド及び世界のしあわせの傘下で、童・人參濃縮液などを靈感商法の手口で売りつける会社が全国各地に設立され、活動しはじめた。現在までに、このような靈感商法を行なう末端販売会社が全国で一五〇社も確認されている。

これらの末端販売会社は数年で解散し、その少し前に同じ地域に別会社が設立される（法人登記をしない個人営業形態もある）。解散したのちの清算法人の住所が他府県に移転されるのも共通している。表4は、九地域の末端販売会社の設立・解散の経過をまとめたものであるが、全国的に同様のパターンによる設立・解散がくりかえされており、被害者の責任追及と税金の調査を複雑にしている。

例えば、東京都内では次のとおりである。昭和四九年、八雲商事の設立にはじまって、昭和五六、七年まで都内に少なくとも五社が活動した。この五社の解散に先立って五六年から五八年にかけて一〇社以上が設立された。そして、これら一〇社の解散前後の六〇年三月ないし五月頃を中心に一三社が設立された。現在これらの会社は活動しておらず、六二年夏以降新たに四社以上が活動開始したことが確認されている。増殖してきた販売網の一端が如実にうかがえる。

各地の末端販売会社の社名には共通性が認められるものも多く、ニューワールド（東京・前橋・大分）、天麗商事（東京・大津）、幸運堂（大津・東京）、バナックス（東京・青森）などがある。また、福一（広島県）、岡一（岡山・日立）、徳一（徳島）、元一（大阪）、信一（埼玉）、天一（東京）、大和一（奈良）など、商号をつける際の発想の共通性も認められる。

表 4 末端販売会社の設立・解散の経過

東京都	49.5.....	株八雲商事	57.8	60.3.....	株グロリア商事	
		(品川区五反田)			(屋号ボナアル商会・品川区豊町)	
			57.2.....	株ボナアル商会	60.4	
				(港区白金台)		
					60.11.....	株ニューワールド商会
						(大田区蒲田)
51.11	---	日本パナックス商事	---57.3	60.10.....	株天孝堂	
		(荒川区西日暮里)			(江東区亀井戸)	
			56.11	--株日本パナックス	--59.12	
				(墨田区江東橋)		
					60.3.....	株世光商会
						(屋号永福堂・台東区蔵前)
			58.6..	株永福堂	60.4	
				(北区赤羽)		
					60.11.....	株岸通堂
						(荒川区西日暮里)
			59.7..	株来宝	60.5	
				(文京区根津)		
					60.4.....	株一光
						(屋号来宝・台東区根岸)
				株錦龜堂	60.4	
				(練馬区中村橋)		
						62.6.....株ファミリー
						(練馬区旭丘)
50.5.....	丸一商事	59.2		60.3.....	株明興商会	
	(豊島区西池袋)				(屋号錦龜堂・豊島区上池袋)	
51.11	株天麗商事	57.9		60.3.....	株慶運堂	
	(渋谷区笹塚)				(新宿区須賀町)	
			57.4.....	株信栄堂	60.4	
				(港区南青山)		
			56.10	サンライズ	60.4	
				ファーム(株)(新宿区西新宿)		
					60.3.....	株真光商会
						(屋号サンライズファーム・千代田区富士見)
			55.5..	株日訪販東京	---58.6	60.3.....
				(目黒区下目黒)		株恵光
						(屋号明通商会・世田谷区新町)
				58.5.....	株明通商会	60.4
				(世田谷区池尻)		
					60.3.....	株惠福商事
						(屋号大心商会・杉並区高井戸)
						62.12.....株永祥堂
						(世田谷区梅ヶ丘)
			57.2..	株大心商会	60.4	
				(世田谷区上北沢)		
			58.2..	株大雄商会	60.4	
				(武蔵野市)		
51.11	天一堂	58.6		60.3.....	株太平堂	
	(立川市)				(八王子市)	
			57.8.....	株三愛堂	60.5	
				(府中市)		
					59.10.....	株大雄商会
						(八王子市)

札幌市	56.11	御レックス	59.3	60.3	御鳳春堂		
		(北区)			(屋号吉興商事・北区)		
					62.7	普光堂佛	(東区)
				60.3	御サンハイム	(白石区)	
千葉県	55項	三葉商会	57項	60.12	御麗香堂	(船橋市)	
		(未登記)		60.5			
			57.2	御サニーライフ	(船橋市)		
				60.3	御千葉商会	(千葉市)	
名古屋市	56.7	御日訪販愛知	57.2	社名変更	御全愛	(千種区)	60.4
							60.4
					御真和堂	(昭和区)	
					62.7	御久遠堂	(昭和区)
			57.3	御白龍	(中区)		60.6
	55項	名成商会	(東区)	60.3	御丸文	(熱田区)	
				60.3	御広信商会	(西区)	
				60.10	御有美	(中村区)	
滋賀県			58.12	御天麗商事	(大津市)	60.5	62.7
							御秀仙
					60.4	御近江商会	(草津市)
大阪府	50.5	御元一	(東区)	57.5	60.3	御太閤商事	(城東区・淀川区)
				56.10	御福寿堂	(淀川区)	60.4
			57.3	御にこやか	(北区)		60.6
					60.3	御都商事	(天王寺区)
			57.5	御天運堂	(南区)		60.6
					60.3	御愛光堂	(福島区)
			57.8	御三愛堂			60.6
					61.5	御あおば	(都島区)
			59.7	御双葉	(港区)	60.6	62.2
							御アイビー
			58.2	御大雄商会	(寝屋川市)	60.6	
					60.3	御天堂堂	(大淀区)
			56.9	御福一	(豊中市)		60.6
			57.6	御天商	(泉南郡)		60.5
岡山市					60.3	御サン岡一	(屋号岡一商会)
			57.4	御岡一商会			60.4
広島市			57.6	御象牙銀座	(西区)		62.7
							社名変更
					60.3	御廣興	(西区)
			57.11	御天興堂	(安佐南区)		60.6
					60.9	御丸扇	(中区)
					60.3	御廣文	(福山市)
			57.2	御廣文	(南区)		60.5
						62.4	御シャルムー
							(南区)
福岡市			57.6	御興南商会			60.5
					60.4	御榮商会	(屋号ワールドライフ)
	53.12	御参光		59.4			
				59.3	御ニューコスモ		60.7
							60.6
					御福吉		
			56	日訪販九州			62.6
							御盛運堂
							(早良区)

2 ハッピーワールドの組織的背景

このような販売網の総元締めであるハッピーワールド（旧名幸世商事）の組織的背景については、神戸水上署事件の刑事記録からその詳細が明らかとなる。

神戸水上署事件とは、昭和四六年九月から四七年五月までの間に数回にわたり額面合計二億五〇〇〇万円の小切手が日本から韓国に持出されたとする、外国為替及外国貿易管理法違反被告事件である。

昭和五二年一月二一日神戸地方裁判所は、外為法違反容疑については「相当の嫌疑が存することは否定できないが（中略）いまだ有罪とするに十分な証拠を欠く」として三被告人を無罪としたものであるが、昭和四六年当時は、韓国に一信石材工業株式会社及び一和製薬株式会社が設立されて靈感商法の主力商品である大理石の産、人參茶の製造が始められ、日本では幸世商事株式会社が設立されて右産等の輸入、販売が開始された時期であって、いわば靈感商法の創草期に当る。同判決では、大理石産等の製造・販売組織の成立過程について、次のように認定している。

「幸世商事は、（中略）もとより法的には統一協会と別個の法人ではあるが、いずれも統一協会の信者等で組織され、経営されている会社であって、統一協会から出資や事業資金の貸付をうけ、他方統一協会の信者たる右各会社の役員や、従業員等はその報酬、給料の殆どを統一協会に献金しており、また、右熱狂グループ（注、判決では統一協会及び勝共連合の活動資金の収集集団とされている。）との関係では、その収集資金の一部が右各会社の事業費に流用されている事実もあり、就中、幸世商事は前記の熱狂グループの販売する人參茶の韓国からの輸入にも当たっているものであって、少なくとも以上の限りでは、右各会社と統一協

会との間にも人的及び金銭的な関連のあることが認められる。(中略)幸世商事は、同じく前記文鮮明(注、統一協会の教祖)等韓国統一協会関係者が代表理事又は理事として参加している韓国の一和製薬株式会社から人参茶を、××等韓国統一協会関係者等が代表理事又は理事として参加している韓国の一信石材工業株式会社から石材工業品をそれぞれ輸入してきたほか、前記のように幸世商事の取締役であった被告人〇〇は昭和四六年八月以来度々渡韓して一信石材の技術指導にも当たってきたこと、更に、統一協会関係者等によって昭和四六年中に熱狂グループの収集資金で購入された工具類等が、日本から韓国に持ち込まれて前記韓国統一産業や一信石材に寄贈されている。」と認定している。

右判決によれば、韓国における壺や人参茶の製造及び日本国内における販売活動は統一協会の信者組織を背景として展開されてきたものとされている。

3 販売活動の拡大・巧妙化

こうして始められた壺・人参液の販売が、日本国内でどのような経過で組織化され、手口がより悪質且つ巧妙になったかは、統一協会の機関紙(例えば「成約の鐘」)、元統一協会信者や元販売員らの供述及び彼らが提供した内部の指示文書等によって明らかとなる。

昭和四九年二、三、四月号の「成約の鐘」には、統一協会の各地区の次のような活動が列挙されている。「マナ販売競争を三月間つづける(南大阪)」、「マナ愛飲家のしあわせの集いを開催、これを機会にエンジェル・伝道・勝共につなげている(東京)」、「マナ一二〇軒の伝道に対して基本的に確認して再出発(岐阜)」(注 マナとは人参液のこと)。

このような各地の人参液販売活動について、統一協会広報委員長が前記「成約の鐘」四九年三月号に「マナ販売についても今まで以上の努力が傾注されなければならない。」「日夜

祈りの中に加え贅った個数を完全に勝利するよう意識を高めよう。」と書いている。同誌には信者の手記として、顧客方に上がり込んで肩もみをしつつ話し込み三ケース売るなどの「苦勞話」が記述されている。

更に、同誌には、北海道地区の報告として「壺を一人の霊能者を通じて八〇個売る。尚月末には月二〇個の売り上げを確保」と記載されている。複数の被害者が販売員からもらった、壺・多宝塔の霊能を称揚するための本「霊能師川瀬カヨを語る」の中にも、この北海道に住む「霊能師」が「壺の靈力に気付いて次々と周辺の人物に勧めた」旨記されていた。

その後、霊石愛好会によるパンフレット「霊石のひろば」（昭和六二年八月頃配布）にも「私たちが、霊驗あらたかで功德のある霊石（注、壺のこと）とであつたのは、昭和五〇年頃のことです。」と書かれている。副島らによる「これが統一協会の秘部だ」（文芸春秋昭和五九年七月号）では、この昭和五〇年頃に「経済一本化の方針」が出され、地方の「経済活動従事者」（販売担当者）が全員ハッピーワールドに統括されるようになったとされている。

その直後の昭和五一、二年頃から、国民生活センターなどに「壺を買えば幸せな結婚ができる。家運が開ける。」等のセールストークで壺を売りつけられる被害者の申告が出はじめた。

多数の末端販売会社が設立されて全国的販売網が整ってきた昭和五六、七年頃までは独自の霊場施設はわずかであり、殆どが旅館やホテル・公的会館などを借りて、霊的なセールストークを行っていた。この頃東京では、ハッピーワールド本社の展示場につれて行かれて前記説得を受けて購入させられた被害者が相当数いる。

4 人の流れにみる一体性

(一) 前述した輸入元・卸元および全国一五〇社の末端販売会社の法人登記簿謄本等や被害者からの資料に基づき照合、検討すると次の二つの事実が明らかとなる。

第一に、複数の靈感商法関連業者の役員や販売員、交渉員を歴任もしくは兼任している者が現在判明しただけでも三百余名にのぼる。

第二に、統一教会の教祖文鮮明夫妻の「祝福」により合同結婚式をあげた同協会の中心的信者であることが判明している人物が、輸入元、卸元および末端販売会社の社員に多数存在する。特に輸入元・卸元の各企業はこれらの中心的信者がほとんどを占めていることである。

(二) 靈感商法関連業者兼任・歴任の実態

典型的な例を一二名抽出して表5にあらわした。カッコ内に地名を記載した会社はいずれもその地域の末端販売会社である。ただし、コスモジュエリーは宝石・毛皮、よこ翔は着物を扱っている関連業者であり、これらの人物はいずれも合同結婚式を経た統一協会の信者である。

輸入元の役員であった者が卸元や末端販売会社に関与し、卸元の役員が末端販売会社の役員を歴任している。また、H夫妻の夫は卸元の取締役であり、同時期に妻は同じ地域の末端販売会社の監査役であった。

更に、卸元数社の役員を歴任したり末端販売会社数社の役員を歴任している信者は、表のD・Kのみならず数十名が判明しており、全国的規模で人事交流がなされている実態が明らかとなった。

またF女は昭和五五年当時ハッピーワールド本社の経理担当者であったとする資料があり、K男は東京で多数の被害者を出している霊場の賃貸人との連絡責任者でもあった。

このように、輸入元・卸元・末端販売会社を縦横に歴任している者が多数存在することは、その組織的一体性を示すとともに、輸入元や卸元の各社が、末端販売会社で行なっている靈感商法の手口を十分認識したうえで商品を輸入し、卸していることがわかる。

表 5 役員兼任・歴任の例(就任、退任等の年月を記した)

A男	<u>52.7 ハッピーワールドの監査役</u> <u>57.8</u>	<u>57.4 信栄堂(東京)の設立発起人</u>
B男	<u>57.4 信栄堂(東京)の設立発起人</u>	<u>57.9 世界のしあわせ東北の代表取締役</u> <u>59.8</u>
C男	<u>46.5 ハッピーワールドの取締役</u> <u>49.6</u> <u>52.2 世界のしあわせ名古屋の代表取締役</u> <u>56.5</u>	
D男	<u>53.2 世界のしあわせの取締役</u> <u>54.9 阿東北の取締役</u> <u>60.7</u>	<u>54.2 阿九州の取締役</u> <u>54.9</u> <u>55. ハッピーマル(東京)の取締役</u> <u>62.</u>
E男	<u>50.12 世界のしあわせ九州の代表取締役</u> <u>57.11</u>	<u>58.10 吉宝(旧象牙銀座広島)の代表取締役</u>
F女	<u>49.5 八雲商事(東京)の監査役</u> <u>57.2</u> <u>58.5 明商会(東京)の監査役</u> <u>60.4</u>	
G男	<u>59.2 信栄堂の代表取締役</u> <u>60.4</u> <u>世界のしあわせ関東の交渉員</u>	
H夫妻	夫 <u>56.11 世界のしあわせ北海道の取締役</u> <u>60.6</u>	妻 <u>56.11 レックス(札幌)の監査役</u> <u>59.2</u> <u>61.2 コスモジュエリー(東京)の監査役</u>
I男	<u>56.6 オリエンタル商事(新潟)の代表取締役・清算人</u> <u>57.6</u> <u>60.4 環晶(盛岡)の代表取締役</u> <u>62.5</u>	
J男	<u>59. 福一(広島)の代表取締役</u>	<u>61. おはら商会(鹿児島)の清算人</u>
K男	<u>57.11 天龍商事(東京)の代表取締役</u> <u>57.9</u>	<u>56.11 日本パナックス(東京)の監査役</u> <u>59.12</u> <u>62.2 よこ翔(横浜)の取締役</u>
L夫妻	夫 <u>56.5 日本パナックス(東京)の取締役</u> <u>56.12</u>	夫 <u>56.11 日本パナックス商事の取締役</u> <u>58.6</u>
	妻 <u>57.8 三雲堂(東京)の代表取締役</u> <u>60.4</u>	妻 <u>60.4 天運堂(大阪)の清算人</u>

（三）末端販売員の異動実態

被害者の申告や契約者の記載などから販売員として名前のあがった者のうち、複数の末端販売会社の販売員であったことが判明した者は二〇〇名を超える。

典型的な例を一〇名について表6にまとめた。

特に注目すべきは、地域的に見て卸元会社を異にするはずの複数の末端販売会社で稼働した販売員が多数存在することである。このことは全国的規模で人事を統括する組織の存在を推認させる。

これら販売員のほとんどは、住民票上の住所さえ判明しない。後述するように共同宿泊施設である「ホーム」を転々とし、被害者にもその「ホーム」の場所を明さないからである。

表 6 販売員の異動実態

人 物	被害のあった年月 地域・会者名	同 左	同 左	同 左
M	58.12 京 都 （街）一心堂	59. 4 広 島 （街）福 一	59.11 尼 崎 （街）美 健	
N	55. 東 京 （株）八雲商事	58. 3 神 戸 （街）ひょうご開運堂	60. 4 名古屋 （街）白 龍	
O	58. 青 森 （株）グリーンヘルス	60. 7 大 阪 （街）にこやか	（注．前記青森事件で霊媒役を担当 している）	
P	56. 7 福 岡 （株）日訪販九州	56. 9 福 岡 （街）興南商会	56. 9 福 岡 （株）参 光	60. 3 千 葉 （街）サニーライフ
Q	58. 4 大 津 （株）幸運堂	59. 7 大 阪 （街）にこやか	60. 5 広 島 （被害者に移転の手紙）	
R	58. 4 大 津 （株）幸運堂	60. 5 松 江 （街）大高堂	（ただしこの頃鳥取から手紙）	
S	59. 2 大 阪 （街）福 一	60. 3～現在 広島（街）廣興の代取		
T	61. 6 尼 崎 （街）美 健	61.11 名古屋 （街）白 龍		
U	58. 4 福 岡 （街）興南商会	60. 7 名古屋 （街）丸 文		
V	59.12 大 阪 （街）天 商	60. 9 長 野 （街）信濃商事		

四 販売体制にみる一体性

これまで多数の元販売員から具体的販売体制の実態について聴取した。それによれば販売員の多くは「ホーム」と称される共同宿泊施設で集団生活を送っている。「ホーム」は販売活動の最前線となっており、実際の販売において販売店の「委託販売員」として行動し、契約書にもその旨記載する。しかし、販売店は販売活動をする時の表向の名称にすぎず、現実には「ホーム」自体が「店」の機能を果している。そのため「ホーム」の責任者は「店長」と呼ばれる。

また、霊場の責任者は「タワー長」と呼ばれ、霊場の別室に「タワー室」があり、霊能者・販売員は逐一客の心理状況をタワー長に報告しながら指示を受け、壺・多宝塔などを販売してきた。

5

販売方法にみられる統一性

靈感商法における販売方法の共通性、統一性の側面からも、靈感商法の組織性をうかがうことができる。

（一）共通する被害の経緯

被害者が申述する被害の経緯は、昭和五七年一月国民生活センターによって「印鑑・大理石の壺および多宝塔に関する調査結果」と題して、過去六年間に二二四の消費者センター及び国民生活センターによせられた二六三三件の事案がまとめられている他、「国民生活」昭和六二年六月号にも、印鑑・壺・多宝塔・高麗人參濃縮液を次々と買わされていた典型事例の詳細が紹介されている。それらは先の意見書にまとめた各地の被害経過と同様である。

このように、被害者の述べるところは、長年にわたり全国的にも極めてよく一致しており、後述の靈媒役をも用いた青森事件も実質的にはこれらと変わらない。現実の被害の全国的共通性は、販売方法のマニユアル化、統一的指導や教育の存在をうかがわせる。

(二) 販売方法のマニユアル化・その統一性

(1) 青森事件押収販売マニユアル

昭和五八年十一月、靈能者役、紹介者ら三名が恐喝罪で逮捕された青森事件では、「販売・契約時の心得について」及び「担当者の心得及び姿勢」と題する二つの販売マニユアルが押収されている。これらのマニユアルは、印鑑の販売契約を締結したところから霊場へ誘うまでの間に販売員として顧客（被害者）の心をつかむとともに、ウィークポイントや経済力を把握するための行動、セリフを次のように極めて詳細に説明している。

イ 「販売・契約時の心得について」と題するマニユアルには、まず、印鑑の売買契約書を作成した後、顧客（印鑑購入者）に、開運する為には「初水行」と称する「行」が必要と告げ、その方法等の説明の為の訪問日時を決める際に販売担当員が言うべきセリフが記されている。また、「早朝抜き打ち、初水コップ持参訪問」することを販売担当者に命じており、その目的は、返品・クレーム防止のための心情交流になるからとされている。

「初水行」の方法等を説明した後、販売者側にとって重要な「個人路程」を聞き出す段階となる。ここでは、顧客のこれまでの生きてきた道筋を聞きながら、結婚・出産・家の新築・病氣等の出来事を把握し、顧客の持つ悩みなど問題点を探る。更に、

顧客の預貯金とか所有不動産をも聞き出してその経済力を把握する。同マニュアルには、「個人路程」調査の目的が経済力把握とウィークポイントの探知にあると明記されている。

更に顧客に「写経」とか「捺印行」を勧める。「書くうちに心霊を高め、今までさびついた信仰心や、先祖供養心を呼びおこし、明るくするためにする」のが「写経」や「捺印行」の目的と記載されているが、顧客との人間関係を深め、翻意を防ぐのがねらいであろう。「行の用紙」を回収し、更に七日分を渡し、ビデオを見せたり、開運講演会に参加させたりして啓蒙する、とマニュアルに記載されていることも同じねらいである。

このようにして顧客に壺・多宝塔等を販売する機が熟したと判断すると、販売員は顧客に電話をし、「：先生がお手紙で〇〇〇さんのために特別に書いて下さいました。今私がそれを預かっていますので是非お渡ししたいと思えますが：。」と言って訪問し、顧客が「待ちに待った先生に会えるのだ」という気持ちにさせるように説得する。マニュアルもこの点相当に慎重であり、霊場へ「勤員」する日までに期間がある場合は、翻意しないように「ビデオ策略」をしたり、写真を撮りに行く等して顧客と接触を保たせている。

口 「担当者の心得及び姿勢」と題するマニュアル（資料一）には、迎えから霊場での販売完了までのまさに分刻みの手順とトーク内容が詳述されている。

まず自動車の運転手と同乗する販売担当員に、極めて詳細な指示をしている。霊場（会場）へ今出発することを電話で報告させ、車中でも、霊的な話、これから会う

「先生」への興味を抱かせる話等をして顧客の気持ちを「先生」へ向け昂揚するよう仕向ける。

ビデオ、スライドを顧客に見せることも、これから始まる「先生」の霊示をより効果的にするための導入部分であり、ビデオの前に「お清めの水」と称して生水を飲ませる。その都度顧客の様子をタワー長に報告させる。

マニュアルは「先生」が登場する際の販売担当員の心構えを微に入り細にうがち説明している。「……おじぎの仕方はあまり長過ぎるのは芝居じみているので、口の中で数を数えながら、一、二、三と下げて……」という具合にである。そして顧客が「先生」に対して崇高な気持ちをもつように、販売担当員は、「先生」の話についての聞き方、席の立ち方等も説明している。

先生の「御言」により壺を「授ける」際、即ちクロージングの際の販売担当者となるべき姿勢は、興味深い。「絶対に人情的にならないことが必要です。」と断じ、「印鑑を二〇〇三〇万で買い、又一〇〇万の壺を勧めるという事で、とても人情的になり易いのですが、ここで自分自身の信仰感が試されます。天的に徹っしきらなければなりません。」としている。即ち、このような高額な物品を売りつけることは人情からいって心苦しくつらいことであるが、そういう気持ちを捨てなさいというのである。

ハ 青森事件によって押収されたこれらの販売マニュアルは、人間の心理を巧みに利用し、継続的・波状的攻撃により販売目的を達するまでのシナリオである。こうしたマニュアルの存在は、霊感商法が多くの経験を持ち寄り多数の者の討論と研究を経て形

成されていたことをうかがわせる。

(2) 京都地裁証拠保全資料にみるマニユアルのカード化

青森事件押収マニユアルにみられる手順は、靈感商法に共通のものである。その共通性を示す証左として、昭和六二年六月一六日京都地方裁判所で証拠保全された顧客ファイルに用いられているいくつかの書式が重要な意味をもつ。

イ 保全された顧客に関する記録中の、インヴィテーションカード（資料二）、ゲストカード（資料三）、個人路程（表）、家系図など、業者内部資料で把握できる項目は、「顧客」の弱点、不安や悩みなど多岐にわたる。

即ち、顧客の性別、年齢、血液型、性格、家族構成の他、トークポイントとなる水子、色情、武士、病氣、自殺、事故、短命、後家、孤独、仕事運、転換期、結婚運、親子運、夫婦運、手相がチェックされ、その経済力は、預貯金の額、退職金、保険、住居の状態のみならず、売れる土地、借金の存否まで把握できるものとなっている。

「顧客」を後家、高額所得者、オールドミス、独身、離婚、やもめの別にとらえる項目もある。人には誰にも何かの弱点があり、微細に「顧客」を分析すれば、いくつかの弱点を探し出せるとの見方がなされていたことを示している。

ロ 個人路程と題する書式は、出生から今日に至るまでの人生の路程を経年的にとらえるためのものである。青森事件押収マニユアルでは、個人路程の聞き取りこそ、顧客のウィークポイントを聞き出すことになることとされていたことと符合する。又、四代、五代にわたる家系図の書式も含まれている。

こうして把握された「顧客」の状態に応じて先祖の因縁話がつくられ、ゲストカー

ドなどには今後のセールスやアフターケアに備えて「ヨハネ」と「トーカー」による勧誘トーク文言や、相手の反応をなまなましく記述する欄がもうけられている。

とりわけゲストカードの中の「お客様を情的に主管できるか」とのチェック項目は、本件商法が消費者の心情を支配することによって成り立っていることを裏付けるものである。

ハ クロージングにおいては、被害者に先祖や子孫を救う特別の使命をもっているとして、購入の決意を迫る。「クロージングはいくらからしたか」「ゲストカード」の欄は、販売において最初に「顧客」の経済力以上の高額商品を呈示することを物語っている。

又、自分のことよりも他人の為に尽し、財や自分に執着しないことを公德心としてとらえているが、善良な市民であるが故に被害に遭う状況がよく示されている。

このようにインヴィテーションカードやゲストカード、個人路程（表）の記載項目は、前記(1)イで述べた青森事件における販売マニュアルを一層洗練化し、その成果をチェックするものとしてカード化したものといえる。このカード化により、靈感商法の販売方法の統一化・画一化が一層徹底されたとみることができる。

(3) 東京地裁証拠保全にかかる「霊場」

東京地方裁判所が昭和六二年五月一三日に証拠保全をした北大塚霊場の様子は資料四の図面のとおりである。この霊場において顧客はまず待合室からビデオルーム（図面B室）へ入り、ここで「霊験あらたかな」ビデオを見せられた後、大きな室（これが霊場・図面A室）に通される。トーカーと向き合って「説得」されるA室の全面には、もの

ものしい「祭壇」があつて、金屏風の裏に置かれたテープレコーダーから音楽が流されている。証拠保全的にはすでに壺や多宝塔などは片付けられていたが、飾り壇にこれらのものが置けるようになっていた。座卓の一方に「先生」、他方に「被害者」と「販売員」がすわるようになっていた。衝立を隔てたすぐ近くでは別の人が他の「先生」からトークを受けている様子が窺える仕組みになっており、自ら雰囲気盛り上がるように設定されている。

霊場内には外の自然光が入らないようになっており、時計もないので中に入ると時間の感覚がなくなるように作爲されている。次に図面のD・E・F・G・Hの各室は販売員らが集まって「作戦」を練るため及び食事したりするための部屋であり、「関係者以外の出入りを禁ず」と表示してある。

さらに霊場に残されたわずかの書面からも、「顧客名」をタワー室に貼り出して、顧客毎に方針を検討していたことがうかがえるのである。

このように顧客に壺や多宝塔を売りつける決め手となる霊場は、青森事件にみられるような販売マニュアルが最大限に生かされ効果を発揮しようように設定されている。そして、この霊場の設営、雰囲気等は全国各地における靈感商法被害者の供述する内容と極めてよく一致している。

㊦ 契約書面の類似性

靈感商法によって販売される商品について、その主なものに関する契約書あるいは申込書を全国的に考察してみると、その酷似性が極めて明瞭である。

(1) 昭和五七年頃からの印鑑販売には、「天運守護印申込書」ないし「天運守護印契約書」

と題する書面が用いられている。同書面の左側には、署名・生年月日・性別・住所・勤務先が全く同じ配置で並んでおり、その下に申込印名・価格・合計申込金額の欄があり、その他に支払い条項欄・予定入金等の欄が設けられていることも寸分違わない。

また、同右側には申込印鑑について、印材・サイズ・ケース・印名・備考・氏名・生年月日等の項目が整然と配置されており、かつ開運希望の欄が設けられていることも全く同じである。そして、その下部にある「お知らせ」欄もほとんど同じ文言が記されている。

かつては「吉相印鑑申込書」と題する書面が用いられていたが、配置が若干違っているものの、前者とはほとんど同じものである。

(2) 念珠及び高麗人参濃縮液については同一性が特に顕著である。

大理石壺については、「お申込み書」ないし「契約書」と題する書式（資料五、六）と領収書と題する書式とがみられるが、内容的にはほぼ同様である。商品名として「高麗大理石壺」と不動文字で印刷されており、形式・数量・現金価格・商品引渡日等が記される欄が設けてあり、また支払い方法についての記載欄が詳細にあり、そして、実際の入金状況について記入する欄が設置してある。また、「お知らせ」欄の配置・記載文言もほとんど同一である。なお「契約書」の方は、昭和五九年頃まで使われており、その後は「お申し込み書」の形式が用いられている。

(3) 更に特徴的なことは、各契約書ないし申込書に「お客様相談室」という記載があり、各契約書面の統一性、更には、販売方法の統一性をより強く表わしているといえる。

又、これら契約書面の販売店欄の記載に販社の表示の他に「委託販売員（売主）」と

いう明示がなされるようになった。これは靈感商法による商品販売について次第に苦情が出るようになって、これに各販社が商品の引取等により対応していたのであるが、これ以上に対応に苦慮して、販売員個人を売主とすることにより、販社の責任を逃れようとしたものである。

四 クレーム対策のマニユアル化

青森事件で販売店から押収された「クレーム対策委員会」と題する文書には、「代理店で責任をもつ、証拠なし・日頃気をつけておく」「東京の問題のように突然（教育なしに）逮捕されずにすんだこと。」「突然の場合：氏名のみ、あとは黙秘」「山形事件、盛岡事件等今後警察との問題交渉に当たる際、揚げ足を取られないよう訓練を要する」等、靈感商法によって逮捕されることまで十分に予想した警察対策までが記載されている。この様な文書が存在することは、これを作成した者はもち論、靈感商法に携わる者に、靈感商法が違法なものであるとの認識が存したことをも示すものであるが、同時にクレーム対策にあたっては、「クレーム対策委員会」が設置され、そのマニユアルが作成・配布されると共に、クレームの処理を一定の機関に集中処理させて、手際よく処理しようとしたことがうかがわれる。

6

訴訟記録にみられる組織的一体性の実証

靈感商法の特異な組織的手口は訴訟記録によっても確認できる。ここでは、京都地裁証拠保全にかかる業者内部の資料から甲女の例、青森地裁刑事事確定記録から乙女の例をあげる。当連合会に報告されている事例の大半は、甲女の例と同様の手口によるものである。なお文中の名前は全て仮名であり、訴訟記録からの引用部分は「」で示している。

(一) 京都地裁保全資料における例

京都地裁が、昭和六二年六月京都地区の販売店の証拠保全手続において保全した甲女に関する顧客ファイルには、同地区の前の販売店時代に作成されたゲストカード、四代にわたる家系図、販売員による甲女の資産状況に関するメモ、販売状況やトーク文言を詳細に記述したメモがあり、甲女の経歴や販売状況などが詳細に記載されていた。複数の販売業者に引き継がれてきた業者内部の資料の中の記載だけから、靈感商法の手口を次のように再現することができる。

(1) 甲女は年齢四七才。独身、血液型B型。自己名義の七〇坪の土地、家屋をもち、預金約一〇〇万円をもつ給与月額二五万円の秘書。他に契約六年目の生命保険がある。三年前に交通事故にあい、ムチウチ症となるが、現在完治。家族のために生きていると自覚しており、霊界や因縁を信じ、先祖供養に熱心で、性格は素直、よくしゃべる、何でも自分で決められる。

家系図には、父方祖母の若年での自殺、その夫の子の自殺、母方祖母の離婚、再婚後の子供の早死や子供がないこと、本人の姉たちの早死（病死・水死）などが、特記されている。

(2) 販売に関する経過は、前記ゲストカード及びこれに付加されたメモに、販売員の手によってリアルに記述されている。

すなわち、甲女は昭和六〇年一〇月一日、本人の印鑑を一二四、〇〇〇円で購入、一〇月二四日に納品予定。十一月一日、八〇〇万円で多宝塔と壺とを購入し、昭和六一年三月九日、さらにM展（人參濃縮液の販売）に誘われている。

印鑑販売の頃に業者によって把握された甲女の当時の問題点は、「因縁が多く出てる。先祖は十分救われているとは言いきれない。このままではこの家はダメだと思う。姉の死（水死）、自殺した叔父の家庭が時々気になる。姉の家系は私がしっかり立って救わないといけない家系となり、姉二人の死、兄の妻たちの病氣、全部女性が問題となっている点」にあると記述されているが、本人自身の問題は何もなかった。

印鑑の販売後間もなく訪問して家系図がとられる。その過程で業者は、「先祖の事が自分に与えられている使命である。（あなたは）父方、母方の陰の母である」と使命感を強調している。

販売第二段階のS展すなわち壺・多宝塔など靈石関連の販売において、「トーカー」（靈能者役）と「ヨハネ」（紹介者役）によってなされたトーク（勧誘文言）は、「父方祖母は夫を立て、（婚外の）子を長男として立ててゆくべきだったが、井戸にはまって自殺。母としての立場を捨てて完成出来なかった恨みが残っている。その恨みを通して魔が入り、その子も自殺し、その恨みはそのまま残っている。母方も祖母が母を産んだが、好きな人があって他家に嫁いってしまった。母としての愛を完成できずに恨みが残ってしまった。実家の現状も絶家」してしまったとするものである。このような詐欺的脅迫的セールスによって、甲女は「その恨み」を解くために「靈石」の購入に至ったことが、購入の動機として記述されている。

この販売段階で、甲女は八〇〇万円から一〇〇〇万円の預金を有することが把握されていた。そのため、販売活動前に立てていた目標は五四〇万円であったが、「クロージング」（契約の決め込み）は八〇〇万円から始めたところ、当初の目標をこえてそのま

ま八〇〇万円で、壺・多宝塔・念珠を購入したことがうかがわれる。

(3) そもそも「本人には特別ニードなく」「先祖のことがただひたすら気になって」「購入したと記載されているとおり、本人には必要性もないのに、先祖や姉たちの不幸をことさら聞き出して購入を迫ったものである。」

しかし、その後一週間ほどして、金額があまりに多額なことに気付き、甲女は、「販売員をうらむと連発する」ようになった。これに対し、販売員は、「財は命で一度に捧げて本人の生命と健康の危機が救われている。一度に受けれる徳があつてよかったと賛美して」、被害者意識の解消をはかるとともに、さらに「先祖の掃除はすみました、子孫（地上）の掃除をいたしましょう」と（M展に）動員」と、さらに販売の第三段階の人参濃縮液販売へと準備してゆく。

こうした中で甲女が「自分のためにつくしてくれた事を非常に喜ぶ人」であることを見てとって、販売員は「あなたのために祈っていた」「あなたのために祈る」と甲女的心を引き寄せ、「あなたの家系の背景は国づくりに参加された有徳の家系、（あなたは）男性であれば社長とかトップになる人」と賞賛し、三日後にはM展への動員の約束をとりつけていたことが、記述されている。

(二) 青森・恐喝事件における例

青森事件は、昭和五八年七月二八日から翌二九日にかけて、少くとも一一名が関与して乙女（四七才・主婦）から金一、二〇〇万円を喝取した事件である。中心的役割を果たした紹介者役（「霊能者」のところに連れてくる役割）の岩田峰雄、「霊能者」役（因縁話をするトーカーの役割）の大井多美子及び「霊媒」役（亡夫の霊が乗り移ったまねをする役

割)の小田忠雄の三名が恐喝罪で起訴された。青森地方裁判所弘前支部は昭和五九年一月一二日、右三名の被告人に対し、各々懲役二年六月、執行猶予五年の有罪判決を言渡し、右判決は確定しているが、その事案の概要は次のとおりである。

(1) 昭和五七年九月頃乙女の自宅に「天運観相協会公認、印相・易・家相」「(株)グリーンヘルス」という肩書の名刺を持った女性が印鑑を売りに来たことに始まる。

同女は、それまで使っていた印鑑を見せるように言い、「この印鑑は名前の書き方が間違っているからだめだ」「印鑑が欠けているからだめだ」「私の会社の印を使えば運が開ける」等と述べたため、乙女は自分の家に不幸が続くのは印のせいであるような気になり、三本組の印鑑を一五万円程で購入した。その際同女は、家族の占いをすると述べて、乙女が前夫と死別したこと、現在の夫と息子が交通事故にあったこと(乙女の夫は交通事故で脳挫傷の障害を負い言語障害者となっていた)等を聞き出している。

その後間もなく、同女は他の男女と共に壺の購入を勧めに乙女方を訪れ、その際乙女方の財産についてしつこく聞き出そうとした。

(2) 昭和五八年七月二六日頃、前記印鑑の販売会社である(株)グリーンヘルスの岩田が、「先祖の霊が成仏できないでいる。そのために悪い霊があなたにまわりついている。その霊を取り除かなくてはならない。」旨書かれた「先生からの手紙」を持って乙女方を訪れた。

岩田は「この先生は東京のほうにもあまりいない、めったに会えない先生」で、実際にあった女子大生の誘拐事件や某俳優の自殺のことも事前に見通した人であり、「先生がどうしてもあなたに会いたいと言っている」等と述べて乙女に「先生」と会うよう執

勘に勧めた。

同年七月二八日午前八時頃から乙女は車で迎えにきた岩田らに連れられホテルに向かった。

ホテルに着くと、乙女は、一室で、「おばあさんに霊が乗りうつり、おばあさんが一生けん命おがんでいる」という二、三〇分のビデオをまず見せられた。

その後岩田は、「先生」と呼ばれる大井という紫色の服を着た女性を連れて来た。

大井は、乙女らの家系について、「武士の家で昔に悪い事をして人をいじめていたのでその子孫に不幸がおとずれる。浮気をする系統で、それが一番罪が重い。堕した子供が成仏出来ないでいる。○人位堕したでしょう。亡くなった親父さんが、あなたが今の人と一緒になってから今の人のことを恨んでいる。牛の姿になって成仏できないでいるから不幸が続く」等と脅し、乙女から、夫の交通事故の補償金一、二〇〇万円を銀行に預金してある旨を聞き出した上、「財産を全部出せ、そうすれば成仏出来ないでいる霊をずっと上にあげて成仏させてやる。そうすれば不幸がなくなる。」と、全財産を投げ出すことを要求した。

その後、小田が「前夫の霊が乗り移ったと称して同室内を走り回って乙女に殴りかかり、あるいは同女を同室の窓から外へ投げ出そうとする素振りを見せ、ついで、ほか数名の者が墮胎児の霊が乗り移ったと称して同室内の床を這って乙女ににじり寄り、これに畏怖した同女が同室から脱出しようとする」と出入り口に立ち塞がってこれを阻止するなど執拗に同女を脅迫して金員の交付方を要求し、同女をして、右要求に応じない場合は、自己及び自己の家族がいかなる災厄に見舞われるかもしれず、また、引き続き同所

に留め置かれ自己の身体にどのような危害を加えられるかもしれない旨畏怖させて現金一二〇〇万円の交付方を約束させ……右乙女から現金一二〇〇万円の交付を受けてこれを喝取し」（判決、罪となるべき事実からの引用）た。

(3) なお、青森事件確定記録には、岩田らの余罪として五人の女性被害者の供述調書が付されているが、その被害経過も乙女の場合と同様である。

五 靈感商法の実態とその対策

―被害の根絶にむけて―

1 靈感商法の実態

先の意見書で指摘した靈感商法の被害の実態とその違法性については、その後証拠保全にかかる販売業者の内部資料によっても確認されるに至った。さらに、靈感商法を企画推進してきたものについて検討を重ねた結果、同商法は輸入元であるハッピーワールド、卸元である各地区の世界のしあわせ及び末端販売店や販売員が一体となって組織的に販売活動を行ってきたものであることが一層明らかになった。

その第一は、販売業者の設立、解散、社名変更の経緯及びこれらの業者間における人の流れからである。

昭和四〇年代後半にハッピーワールドの前身である幸世商事がまず設立され、その後各地区毎に卸元の世界のしあわせ各社及びその傘下の末端販売会業者群が形成されてきた。卸元業者はその後二度にわたり時を同じくして社名を変更し、末端販売会社も同一時期に各地で新会社を設立し、その直後に旧会社を解散するという経緯をたどっている。販売業者のこう

した変遷の経過、及びこれらの業者群の役員を歴任し、あるいはこれらを全国的規模で縦横に渡り歩いてきた多数の販売員の存在は、ハッピーワールド以下の販売業者群の組織的一体性を強く示唆するものである。

第二に、販売方法の全国的統一性の面からも、その組織性を裏付けることができる。販売組織の全国的形成とともに、不安をおおるなどの靈感商法特有の販売方法が全国各地に広がり、文書やカード化された販売マニュアルやクレーム対策マニュアルの存在も確認された。

第三に、各地の霊石愛好会を中心とした妨害行為の組織性も、販売業者の組織的一体性を示している。

ところで、これらの販売業者群の組織的背景に統一協会の組織・人脈が濃厚に関与していることがうかがわれることは、先の意見書でも指摘してきたところである。さらに、本報告書に指摘したことであるが、神戸水上署事件刑事判決では靈感商法の創草期に、輸入元であるハッピーワールドそのものが統一協会の信者で組織され経営される会社であって、統一協会との間に人的及び金銭的關係があることが認定されていること、昭和五〇年前後の頃には統一協会の機関誌に人參茶や壺の販売を統一協会の活動として紹介していたこと、その後も統一協会の教祖の祝福を受けて合同結婚式をあげた同協会信者であることが判明している者が多数、輸入元・卸元・末端販売業者らの役員を占めていること、壺等の製造元業者も統一協会の系列業者であること、販売員の特異な生活実態などにてらせば、靈感商法にかかわる販売業者群の背後に統一協会の存在が推認される。

2 被害救済の現状

昨年初め以来、全国各地で行われた相談会や電話相談窓口に救済を求めた多くの被害者の

救済活動は、各弁護士会及び弁護士の努力により着実な成果をあげつつある。広島・名古屋などのように百件を超える受任事件の九割以上を示談交渉により既に解決した例もある。弁済率はおおむね被害金額の七ないし九割であるが、被害から五年前後経過した事案ではこれを下回るものもある。

しかしながら、昭和六二年九月以降関東地方を中心に交渉は難航する傾向を見せている。業者側が一〇回以上の分割弁済や五割以下の弁済条件提示に固執する例も少なくない。

又、業者側グループの「被害かくし」によって被害が顕在化しにくくなっている事態にも注意する必要がある。

更に、各地の既存の末端販売業者が事実上活動を停止しており、これらの業者による被害の示談交渉の際公然と弁済資金枯渇の事実を述べている。昨年末から卸元の世界のしあわせ各社が一斉に社名変更をして事務所を縮小している事実もある。末端販売員については住民票上の住所も判然とせず、所在不明になっている例がほとんどである。

昭和六三年二月末日までに、一六をこえる都道府県において、輸入元業者らに対し靈感商法による被害回復のための訴訟・調停が提起された。一部で和解が成立しているが、これらの訴訟追行により、被害回復が図られるとともに、被害の根絶のために靈感商法の違法性、組織性が確認されることが期待される。

3 今後の問題点と対策

(一) 靈感商法に対する社会的批判の高まりに対し、輸入元業者らが昭和六二年四月誤解を生ずる販売方法を自肅する旨表明する一方、宗教団体と自称する霊石愛好会らを中心として、弁護士会、マスコミなどの啓発活動や名乗り出た被害者の救済に対する執拗な妨害が続い

てきた。これらの妨害活動は、過去の被害の顕在化を阻むとともに、販売活動を継続するために世論の風化を狙ったものと考えられ、実際その影響は認められなくもない。こうした経過をみると、昨年四月以降の被害申告はそれ以前に比して減少しているものの、これをもって直ちに靈感商法被害は収束に向かっているものと判断することはできない。

昨年末頃から、それまでの靈感商法関連業者は社名を変更するなどその姿を変えつつある。その一方で、販売業者らが自費を表明した昭和六二年四月以降にも、仏具などを販売するとする同一グループに属する新たな販売会社が設立され、若干手口や商品をかえ、一層巧妙化したかたちで販売活動が続けられている。救済活動を妨害してきた靈石愛好会もこの新たな販売活動に関与していること、また過去の被害に比してこれらの新しい被害の回復は比較的すみやかになされていることを重視する必要がある。

前述のとおり靈感商法の創草期以来統一協会が深く関わっており、近時の販売業者及び手口の変遷にも同協会が関与している疑いが強い。今後、社会非難をかわすために宗教活動を装うなど販売形態や手口を変えながら靈感商法被害が再び潜在化して継続・拡大することが強く懸念され、今後とも監視が必要である。

(二) 靈感商法の違法性や責任の所在を明らかにすることは、かかる被害の根絶のために不可欠である。そのために、司法の果す役割が極めて重要であることはいうまでもない。しかしながら、司法的判断をみるまでの間にも悪質業者は手口や業者名を変えて社会的追及を逃れながら活動を続け、新たな被害を日々もたらしているのが今日の消費者被害の特徴でもある。靈感商法被害の拡大を防止するために、販売業者を背後で操る者を含め、靈感商法の実態の解明と装いをかえた新たな被害に対する迅速適切な行政的対応も又、不可欠と

いなければならぬ。昭和六二年一〇月一七日北海道知事は「道民生活安定条例」にもとづき、同年九月以降の四例の同種事案をもとに、販売業者に対し文書指導をなしているが、これはそうした一例として評価できる。

又、靈感商法問題は、訪問販売における規制の強化、とりわけ開業規制や行為規制の導入、被害救済の強化ならびに氏名公表・業務停止等の行政規制の必要性を痛感させた。訪問販売法及び各自治体における消費者保護条例の抜本的改正が強く求められる。

資料目録

資料一	担当者の心得と姿勢（青森）
資料二	インヴェイテーションカード（京都）
資料三	ゲストカード（京都）
資料四	霊場図面（東京）
資料五	契約書（札幌）
資料六	契約書（神戸）
資料七	妨害ビラ（大阪など）
資料八	妨害ビラ（滋賀）

担当者の心構えと姿勢

。トーカーの先生方と担当者、お客様の位置関係

トーカーの先生は真の御父母様の代身であり、担当者はメシヤを証すべき洗礼ヨハネの立場です。そして、お客様は救われるべき人々なのです。担当者が、洗礼の使命を全うし、真の御父母様の代身である先生に侍る心情がなければ、お客様も先生に対して霊的に屈伏することができません。

。迎え時

出 発 時



迎え時の車中



お客様の家へ
到着



車 中

担当者は、タワー長にドライバーを聞き、ドライバーと共に『これから〇〇さんの所へ行って来ます。片道何分位かかります。では行って来ます。』と報告して出発。

(差しつかえない範囲で、早目の訪問をする)

ドライバーは担当者とおお客様の信頼関係を結ぶための協助者、故に担当者はこれから迎えにゆくお客様の状況をドライバーに説明してあげる。

ドライバーも車から降りて、担当者と共にお客様を迎えにゆく。担当者はお客様にドライバーを紹介してあげる。

。会場へTEL *担当員 (TEL代を忘れずに置いてくる)

。ドライバーの役割

ドライバーは展示会期間中の送り迎えをするわけですが、展示会に来られるお客様が、担当者の次に出会う立場です。お客様にとっては、初めて行く所ですし、また、霊的なものを扱うという事で、非常に緊張して来られる訳です。その時、2度目に出会うドライバーが非常に人格的であるとか、また非常に明るくて接した時に気持ちがいい、感じがいいという人である印象を与えてゆくと、お客様も心がなごむという事があります。そういう意味から、ドライバーは

唯運転するというのではなく、お客様の心情をほぐしていくという役割もしていかなければならないのです。

車 中

○ドライバーはお客様に担当員を証詞する。

『〇〇さんは、とても誠意のある人で、お客様にも人気があるんですよ。いい人と巡り会えて本当に良かったですね』

担当者が若い兄弟で、先生に対する説明ができていない場合は、ドライバーという立場で先生について説明していきます。またお客様がどのような事を気にしておられるのか、気がかりになる事等を聞けば、それがトークに役立ちます。会場に着いた時、タワー長にお客様の内容を第3者的立場からみた報告として説明する。

○車中でのトークポイント

- ①来場してからの順序説明 (受付、霊水、ビデオ)
- ②先生の証詞、Sと多宝塔の証詞
- ③因縁の実例
- ④今日の予定時間の確認 (3～4時間とれるか)
- ⑤状況把握 (ニード性 etc.)

○担当員における車中トーク①

『〇〇さん、今日先生とお逢いできる様になって、本当に良かったですね。先生は、昨日から〇〇さんの事をずっと祈って下さった様で、今日〇〇さんにお逢いするのを楽しみにしていच्छいました。〇〇さんもいろいろ先生のお伺いして幸福に導いていただいたらいいですね。〇〇さんは先生にどんな事をお伺いしたいですか。』
(参考、夢は見なかったか聞いてみるのもいい)

＊ここで把握した内容を後で、タワー長に伝える

○担当員における車中トーク②

『会場へ着くと受付で名前を書いていただく様になっています。それから霊山から湧き出ている霊水を飲んでいただいています。お清めの為のお水だそうです。それから先生の準備の都合によっては

らくの間、先日お見せした（多宝塔と）おSのビデオを見ながら待っていただく様になると思います。会場には、多宝塔が安置されています。全身仏のおSも飾っていますから楽しみにして行かれたらいいですね』

。会場は到着5分前のTEL：ドライバー

会場到着
受付

ドライバーはお客様のドアをすみやかに降りて開けてあげる。
※受付は前もって、それぞれの担当者が連れてくる顧客名を覚えておくようにする。（

。お客様の姿が見えたら最高の笑顔をもって

『ようこそいらっしゃいました。〇〇さんですね。〇〇さんの事は、担当の〇〇さんからお話を聞いておりました。〇〇さんの話してたとおりの、やさしそうなお母さんですね…（情をほぐしてあげる）』

。芳名録を出して

『今日来られた方に、ここにお名前を書いていただいているんです。ここにお名前をお願いします。』（住所とお名前をお願いしますでもいい）

。名前を書かれている間

『今日、先生にお逢いできる様になって、本当に良かったですね。』

。名前を書き終えたら生水を手渡しあげて

『このお水は霊山から湧きいでているお水で、先生のお話を記していただく前に、お清めの水として飲んでいただいているんです』

＊この時担当員も共に飲む。

。生水を飲み終ったら

『それでは先生のお時間の都合が有ますので、ビデオ室でビデオを行います。〇〇さんビデオ室にお通しして下さい』

＊ビデオ室と受付が近い場合、そのまま受付が案内する。

『それではごゆっくり御覧になって下さい』

ビデオ室 〇 スライド担当の注意事項、心得

スライドは、会場に來られて、初めてお客様が担当者の手を離れ、展示会の主管に入って來られる場ですから、そういう意味では、一番大切な立場であるとも言えるわけです。スライドの立場は、洗礼ヨハネ的立場であり、お客様をツボや多宝塔に導いていかなければならない立場なのです。そういう意味では、様々な靈的 がかかってくるわけですが、祈禱をもって、それを克服していかなければなりません。第1ラウンドでは、祈禱用の守りがあり、靈的にもスッキリしているのですが、第2ラウンド、第3ラウンドとなるに従い、クロージングの時間がくい込みがちになり、スライド係が1人で鼓舞奮闘していかなければならなくなります。そういう意味では、それまでに、様々な靈的準備、祈禱の準備を成してスライドに臨むことが、大切です。

ビデオ室 〇 お客様が、スライド室に入られてからの注意事項

(a) 第1ラウンド…時間通りに始まることは難しい。5～10分遅れてしまう事が予測されるので、常にタワー長に報告し、報告状況と、何時から始めるのかという指示をあおぎ、時間主管をしていくことが大切です。そしてスライドとビデオを合わせて（ビデオだけの場合もありますが…）実質、上映時間は35分位だと思いますが、それに加えて、様々な説明をしていきますから、45分～1時間にになります。

(b) 第2ラウンド…第1ラウンドのお客様のトークが長びく場合が

ありますので、開始時間終了時間を常にタワー長に報告するという中心性を重んじながらやっていかなければなりません。

(c) 上映中の説明…お客様は初めての会場で固くなっておられるので、情をほぐしていきながら、お客様がSに意識を持って下さることが大切です。また、Sにつなげる為M、Iを購入の時因縁トーク（又は、原理的トーク）をしているので、ある程度因縁という事に対して理解はあると思いますが、なにげないトークの中で、霊的な世界の意識づけをしてあげる事も必要です。

。ビデオの前のトーク

『ようこそいらっしゃいました。ただいまから、今日会場に安置されています（多宝塔と）おSのビデオを行います。

いろいろな宗教の教祖に見ていただいた霊的な証詞のビデオと大あじやりと言われている87才の 条霊 氏が御霊の印として、おSから火を現わしたビデオとの2本行います。最後まで、ゆっくり御覧になって下さい。』

。ビデオ開始5分後

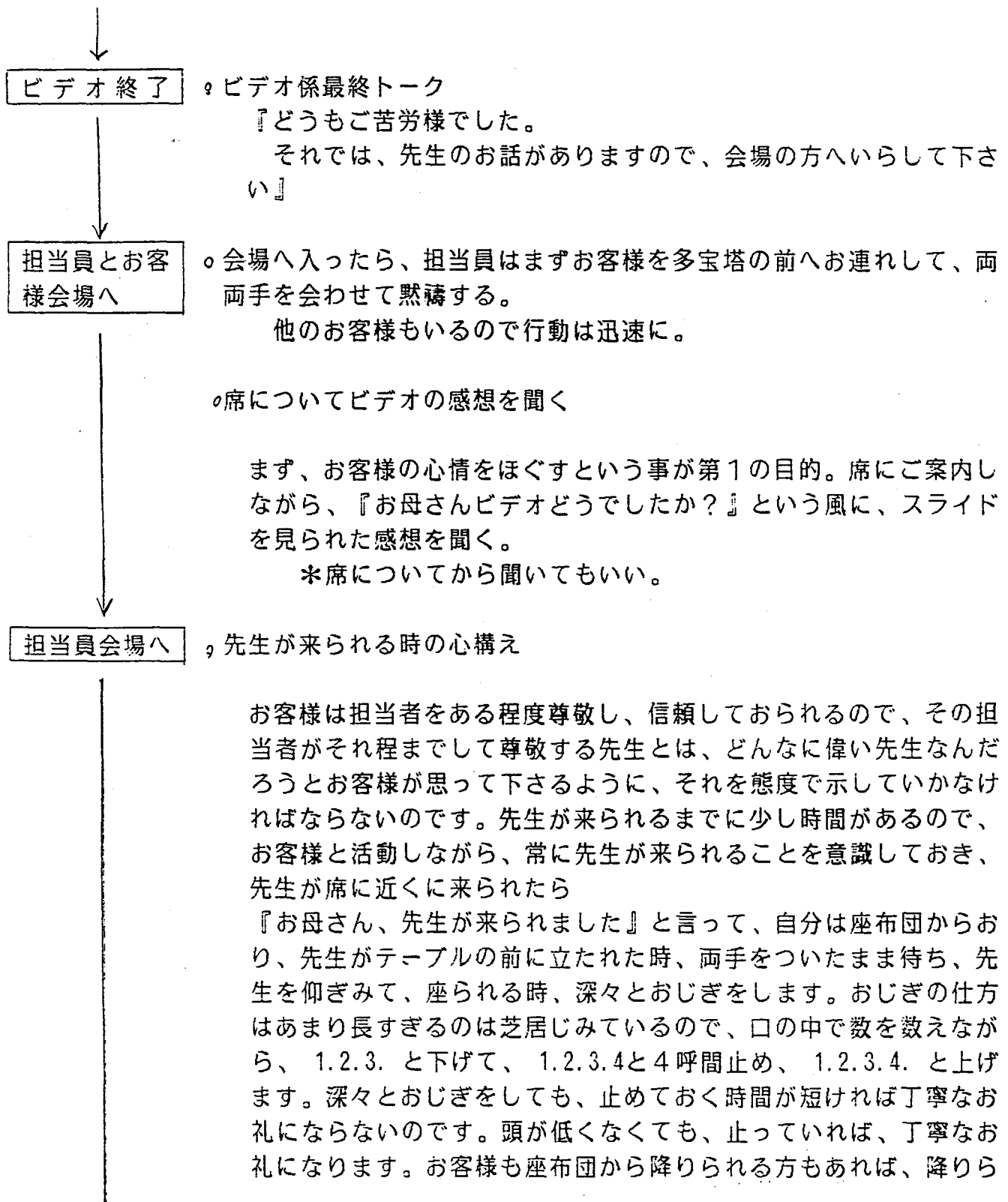
担当者はビデオ室から出て、タワー長の所へ行ってスライド室また車中での様子を簡単に説明する。そして、トーカーとテーブル番号を聞いて打ち合わせをなして後、スライド室に戻り、お客様の傍に行き心をはぐしてあげる。

※接待の責任者をテーブル番号と人数の配置をこの頃共に聞く。

。ビデオ終了5分前

スライド係はスライド室を出て、タワー長に報告。そして祈禱室全体の前で、お客様の様子を簡単に報告して、即座にビデオ室に戻る。

＊この時、招待の責任者も、タワー室に来て、共に報告を聞いて意識圏を同じにする。報告終了次第、即お茶の用意をする。



れない方もいると思いますが、担当員が行動し通して誘導してあげる様にしたいと思います。
降りられないにしても“あっ、とても偉い先生が来たんだ”という事で、先生に対する位置ができます。

。先生が『どうぞお座りになって下さい』と言ったら、座布団に座る。

お客様の紹介

『それではお客様を紹介させていただきます。こちらが〇〇さんと言われる方です。

＊N規（ex 1）まだ、お逢いして間もないお母さんなんですが、何故か情のいく方なんです。先生、どうかよい導き、よろしくお願い致します。

（ex 2）私の一番大切なお客様なんです。先生どうかよろしくお願い致します。

＊お客様のポイントも少しとりなしてあげる（先生に伝えること）
etc.

先生の紹介

『それでは先生の紹介をさせていただきます。こちらが先程紹介しました〇〇先生とおっしゃいます。すばらしい先生ですので、お母さんも何でもご相談されたいですね。

それでは先生よろしくお願い致します！

トーク中!!

。担当者のトークの聞き方

先生はみ言を語られるのですが、私達は知っているとしても、お客様と同じ立場に立って、このような素晴らしい話は今日初めて伺ったというような姿勢で、聞いてゆきます。み言に深く感動し、うなずきながら聞きます。ボーッと見ていては、先生自身が力が湧いてきませんし、担当者が深くうなずきながら感動して聞くという事は先生自身に刺激を与えて霊的な力を与えるという意味があります。深くお客様以上に感動して、担当者自身が復活してゆかなければならない訳です。

↓

担当員は決められた時間に
タワー長の所
(タワー室)
に行って状況
報告する

↓

。担当者の報告の仕方

いかに場の雰囲気壊さないように席を立つかが問題です。席を立つということは失礼な事なので、先生に対して申し訳ないという気持ちを示し、退場しなければなりません。動作は座布団よりも半分後ろにズレて、深々と丁寧におじぎをし、後ろにもう一步さがって席を立ちます。帰ってくる時も邪魔にならないように、後ろから会釈をして入っていきます。そして以前と同じようにお話を聞き、うなづくようにします。

。トークポイント

席に座ってから、先生をお呼びするまでの5分間位にお客様から聞き出しておくべき事

a) タワー室への報告の為に、スライドを見てどの程度霊的なものを受け入れているのか知る。

①もう一步わからない

②共感はないが、そういう世界はあると思う

③本当に、そういう世界があると信じられる

b) どのSを気に入っておられるか、色、型等を聞く。

c) 先生の証詞をする。(動員の途中である程度の証詞は、済ませておく事が大切)

『先生はお若く見えますが、代々信仰篤い家系にお生れになり、おS(とか多宝塔)を作られた大先生のもとで、修行されているのでご先祖様の事とか、霊界の事とか、これからの将来の事が、とてもよくお分りになるんです。先生は〇〇さんの求める度合いにあわせてお話されますので、何でも遠慮なくお伺いされたいですね。それでは先生をお呼びして来ます。』

↓

担当員タワー室へ

お客様が話したビデオの感想と状況を、タワー長に簡単に報告、

そして先生に伝えすぐ会場に戻る。

＊時に応じて状況報告を前に立って、祈禱室の皆にわかる様に報告する方法をとってもいい。（タワー長指示のもと行動）

トーカーの
報告

○先生が席をはずされた時

お客様の本音を聞き、とりなしてあげる。

『先生のお話、よくわかりますか？』トークが入ってなければ何が理解できないのかを聞き、そして先生が席に入られた時、その内容を先生に伝える。

クロージング

○クロージングにおける担当員の姿勢

絶対に人情的にならないことが必要です。ツボを授かることによって、お客様が御父母様を受け入れ、つながっているのだという事を信じ、その救いの心情を持つ事が大切です。このような天的な心情で臨みます。印鑑を20～30万で買い、又、100万のSを勧めるという事で、とても人情的になり易いのですが、ここで自分自身の信仰観が試されます。天的に倣しきらなければなりません。先生がトークの中でツボの説明をして授かる訳ですが、その決定の時「祈禱します」と言って立たれます。御言を聞けば、誰でも受け入れたいという思いはありますが、お客様にしてみれば金銭的な事等で迷いがあります。そこで、担当者が天的に立ち、かつお客様と同じ位置に立って、救いたいという一念で、先生にお願いしていきます。その祈禱中のトークですが、いかにツボを受け入れる事が救いであり、喜びであり、感謝であるかということはずっとお客様に牧会していかなければならないわけです。

（善い例）・先生の価値が高まる様に先生を証詞する

・Sをさずかった方の証詞をする

（悪い例）・じっと黙っている

・先生より先にあきらめてしまい、顔にもその如く表わす

・自分で先生と同じトークをしだす

・眠らない

。とりなし役の基本姿勢

お客様がその場に長く居たいと思うように場の雰囲気をつくる。とりなし役は、外的にはお客様の味方になりながら、内的には絶対に、如何なる時も、天と先生の味方である。お客様の基準を如何として、先生の基準まで引き上げるかの協力者である。

決 定 時

。接待、会場係又は祈禱団（数名）共に写真を写す時拍手をする。

・授からなかったお客様を送る場合

(1)アベル的な方…お金がない故に欲しくても授からなかった方の場合、また今度機会が与えられて、その時にはきっと授かりますと言って惨めてあげる必要があります。

(2)カイン的な方…霊界も信じられないし、展示会自体にも不信感を持っておられる場合、具体的にどのような点に不信感をもっておられるのかを聞いてあげる必要があります。できるだけその事について解放してあげ、問題がおきたり、様々な不快感を持って帰られることのないように、ドライバーとして和動してあげる必要があります。

(注) 以上原文あり

Invitation Card

フリガナ		担当者名		1	2
顧客名		男	明治・大正・昭和	満	血液
住所		女	年 月 日生	才	型
勤務先		TEL		性格	
		() -			
勤務先		TEL			
		() -			
家族構成	氏 名	続柄	血液型	生年月日	職 業
都合の良いTEL時間		都合の良い訪問時間		HAPPY CALLのようす	
ニード		④ 実務的 ⑤ 転換期 ⑥ 供養・開運			
出 会 い の 状 況				販売時の自分の心情	心 交 流 情 度
				A B C	A B C
〈トークポイント〉①					
・水子					
・色情					
・武士					
・病氣					
・自殺					
・事故					
・短命					
・後家					
・孤 独					
・仕事運					
・転換期					
・結婚運					
・親子運					
・夫婦運					
・手 相					
④ 住居 [建売・注文住宅・文化住宅・マンション・公団・公営・借家]					
[アパート(A・B・C)・農家・間借・鉄筋・木造]					
⑤ 部屋の整理 [きれい]					
[乱雑でちらかっている]					
⑥ 環境 [住宅街・繁華街・農村・その他()]					
⑦ 車 [高級車・中級車・軽自動車・車庫つき]					
⑧ 趣味 [派手好き・本物好み・何んでも屋・他()]					
⑨ 服装・ヘアスタイル [好感もてる・普通・みだれている]					
⑩ 置物・家具調度品 [上質・普通・安物]					
契約第一トーク	1.パンフ説明		月 日 R		月 日 R
	2.Sの証し		月 日 R		月 日 R
	3.家 系		月 日 R		月 日 R
			月 日 R		月 日 R
目 標		目 標		目 標	
ラング S A B C		ラング S A B C		ラング S A B C	

経済力	S A B C	決定権	A B C	関心度	A B C
1. 多宝塔を貰える(540以上・1000以上)		1. 何んでも自分で決める		1. ニードがあって授かりたいと思っている	
2. 300以上を動かせる		2. M・I・その他()は自分で決めた		2. Sに関心があってくる	
3. 100~200以上を動かせる		3. 夫婦で相談して決める		3. 先生に関心があってくる	
4. 100以下を動かせる		4. 家族で相談して決める		4. 誘われたからくる	
5. 自営業である()		5. よいものであれば内緒でもやる		5. 話を聞きにくるだけ	
6. 経営者である()		6. その場で決めないタイプ(優柔不断)		6. 無理矢理つれてきた	
7. 会社務めである(役職名 勤年 年)		7. 家族や周囲が反対する			
8. 売れる土地を持っている(繁華街・市街地・郊外)		8. 高額は自分で決められない		公德心 A B C	
9. 退職金あり()		9. 一人では決め(られ)ない		1. 自分の事よりも他人の為に尽くす	
10. 保険解約出来る()		10. 内緒トークが出来る		2. 先祖の為に何かしたいと思っている	
11. 貸家経営(アパート・マンション)		11. その他()		3. 子孫の為に	
12. 借金したことがある				4. 苦勞を感謝して(いる・いない)	
13. 現在借金している				5. 財に執着(する・しない)	
14. 動産をもっている(株券・証券・国債)				6. 自分に執着(する・しない)	
550トーク		イ, 財運祈願 ロ, 社会運祈願		注記: 初回は(主人・親)に内緒	
客層 (イ) 後家: (ロ) 高 額 所得者: (ハ) オールドミス: (ニ) 夫婦:					
ニード把握 (その問題に対してどのようにか具体的に記入)					
イ, 人間関係 1. 親子 2. 夫婦 3. 嫁姑 4. 兄弟 5. 親族 6. その他()					
ロ, 愛情問題 1. 離婚 2. 浮気 3. 結婚問題で悩む 4. 水子(流産 体) 5. その他(堕胎 体)()					
ハ, 家庭問題 1. 男性運弱い 2. 養子の家系 3. 絶家 4. 女系家族 5. 子供出来ない					
ニ, 仕事問題 1. 出世 2. 普通 3. 不満 4. 職を転々 5. 対人トラブル 6. 自営(好調・普通・不調・倒産)					
ホ, 経済問題 1. 遺産相続・争い 2. 借金 3. 退職金() 4. 保険金() 5. ローン					
ヘ, 病氣・事故 本人 家族					
信仰的課題 (イ, 信仰()(年) 1. 熱心 2. 普通 3. 形式 4. 良心家 5. 我が強い					
ロ, 先祖供養 1. 熱心 2. 普通 3. 必要性を感じている 4. 足りない 5. 感心なし 6. 反撥					
ハ, 霊的体験					
ニ, 同じ因縁がく 1. 離婚 2. 養子 3. ガン 4. その他()					
ホ, 先祖で変死した人 1. 自殺 2. 事故 3. ガン 4. 幼死 5. 短命 6. 精神病 7. その他()					

Guest Card

契約日 年 月 日

担当者名

担当婦人

フリガナ

氏名

男・女

M・T・S

年 月 日生()才()

血液型

住所

TEL

() - ()

職業

TEL

() - ()

独身、既婚、離婚、未亡人、やもめ、

決定者

(本人、夫婦、親子)で決めた

家族に

公認、内緒

都合のよい時間

TEL 朝 昼 夕 夜()

訪問 朝 昼 夕 夜()

写真

新 規 販 売 状 況

契約F

品名

AB

内金

分割

納品日

1 / I M ()

回 (/)

① / ② / ③ /

2 / I M ()

回 (/)

① / ② / ③ /

お客様のセールスポイント購入動機

誰のIか()

①金額決定理由 ②クロージングで努力した内容

①

②

家族構成

家族名

続柄

生年月日

年令

職業

出合い時の心情

第二トーク

1. 祈願項目 (Y・N) 反応

2. S・T・Tの証詞 (Y・N)

3. 先生の証詞 (Y・N)

4. 自分の証詞 (Y・N)

5. 古・供の説明とA.P. (Y・N) 日付 月 日

6. 初水行 日間 / ~ /

7. 古印捺印行 日間 / ~ /

8. 積善行 ()

9. ビデオ紹介

10. 家系図 ()

現在の問題点ポイント

水子 体(中流死)・病気

一番大きなニードポイント()

S 展

月 日 R 結果

目標

先生

ランク

A B C

M 展

月 日 R 結果

目標

先生

ランク

A B C

経 済 力

1. 3000以上

2. 1000-3000

3. 600-1000

4. 300-600

5. 100-300

6. 100以下

7. お金なし ローンあり

8. 貯金ある

9. 株券、証券ある

10. 保険ある

11. 賃貸アパート

12. 退職金ある

13. 年金ある

14. 借金あり

住居 () 注文住宅、文化住宅、マンション、公団、公営 () 借家、アパート(A・B・C)、農家、閑情、鉄筋、木造

持家 築年 年

公 徳 心

1. 公徳心(世界・国家・社会・家族・自分)のために生きている

2. 霊界を信じる (積Y・消Y・N)

3. 因果を信じる (積Y・消Y・N)

4. 良心家

5. 宗教 信仰

6. 先祖供養(熱心・普通・していない)

7. 親に対して(感謝・普通・わがまま)

8. 夫婦仲は(良い・普通・悪い)

9. 子供に対して(気にしている・普通・否)

10. 性格(素直・ごうまん)は(くしゃべる・無口)

7. 開運で振るイ、転換期でウ、実用面で

決 定 権

1. 何でも自分で決められる

2. よいものであれば内緒でも決める

3. 少額は自分で決められるが高額はわからない

4. 一人で決められない

5. その場では決められないタイプ(優柔不断)

6. 抜かたとき 反対しそうな人 ()

1. 何でも自分で決められる

2. よいものであれば内緒でも決める

3. 少額は自分で決められるが高額はわからない

4. 一人で決められない

5. その場では決められないタイプ(優柔不断)

6. 抜かたとき 反対しそうな人 ()

1. 何でも自分で決められる

2. よいものであれば内緒でも決める

3. 少額は自分で決められるが高額はわからない

4. 一人で決められない

5. その場では決められないタイプ(優柔不断)

6. 抜かたとき 反対しそうな人 ()

モ ー ニ ン グ コ ー ル

・翌日訪問

・ビデオアフター 天、森1、森2、霊水、()

・開運講演会 (Y・N) 反応

・手紙 回

・訪問 回

・その他()

動 員 状 況

内容と反応

1. 動員方法 () 祈禱師()

2. 家系図トーク (Y・N) 反応

3. S・T・Tの証詞 (Y・N)

4. 先生の証詞 (Y・N)

5. 霊場の証詞 (Y・N)

6. 授かりトーク (Y・N)

7. 授からないトーク (Y・N)

8. 自分の証詞 (Y・N)

9. 時間の分別 (Y・N)

10. 一人で来るか (Y・N)

○写系図行 (Y・N) 日間

○その他の行 ()

○基台行

○写経行

○捺印行 (一人・夫婦・親子) 日間

○前徳受行

S 展

ア フ タ ー 方 針

S工作()

チェッカー()

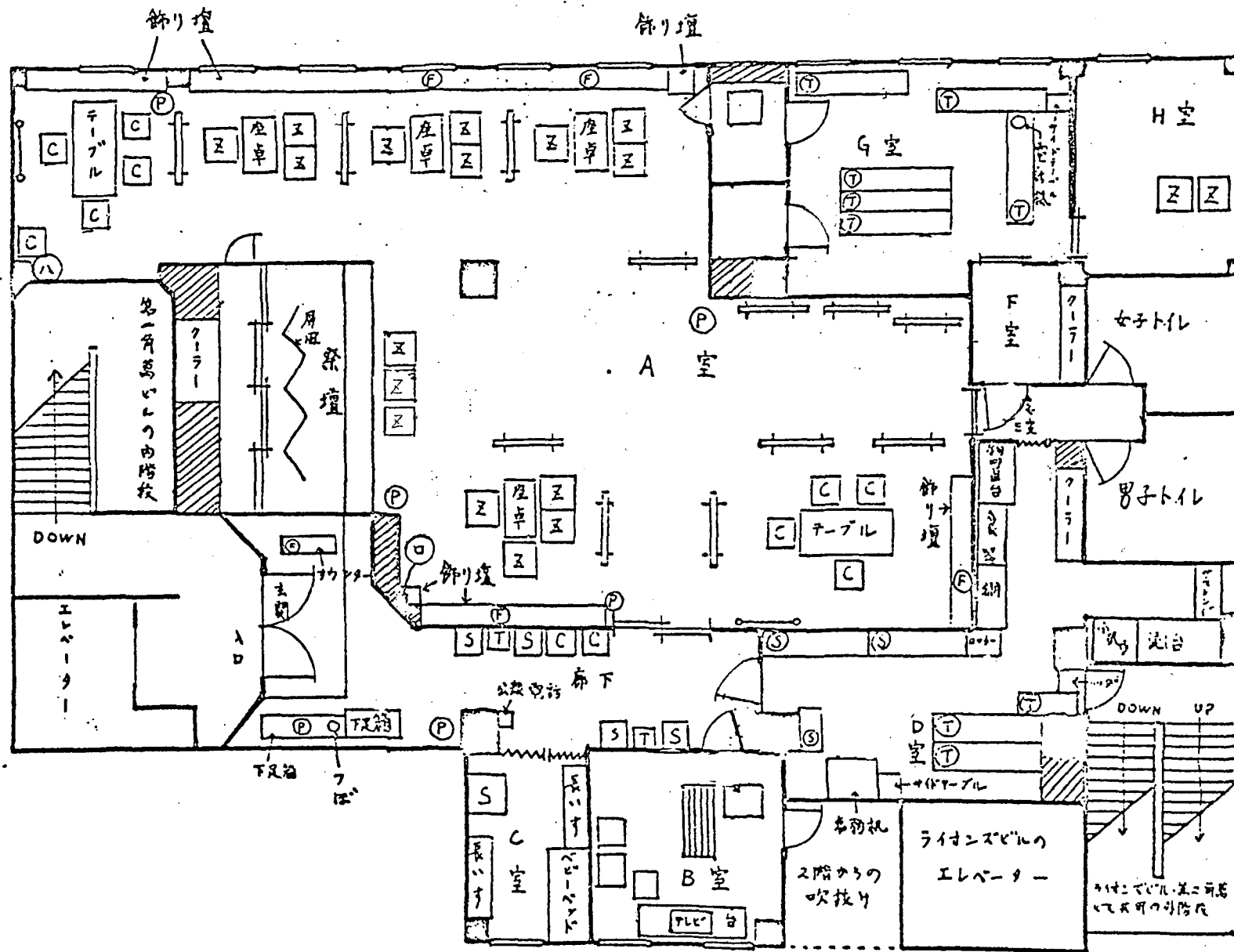
地図 (戸別地図のPと番号)

資料四 東京地裁証拠保全添附第4図

第4図

縮尺 1/100

東和会館(第2角高ビル3階)の見取図



契約日 55年10月5日

契 約 書

(お客様用)

お名前	明大昭	年 月 日生
ご住所		
お勤め先		
お勤先住所		

御契約の際の御注意
御契約の際には裏面契約条項をよくお読みの上御記入下さい。



商品名	型式	数量	現金価格	商品引渡日	55年10月5日
高麗大理石		1	1000,000-	支払方法	
李朝型5C	00700A			集金 持参	
現金価格合計 (1)			1000,000-	支払回数	2 回
頭金 (2)			5,000-	支払期間	
差引残高 (3)	(1)-(2)		995,000-	年 月 日から	
割賦手数料 (4)	(3)×15%		995,000-	年 月 まで	
分割払金合計 (5)	(3)+(4)				
分割払価格 (6)	(1)+(4)				

(お知らせ)

- (1) 契約日をきめて(本書を受領後)4日を経過するまでは、書面により契約の解除ができます。
- (2) 契約の解除は書面の発信時に効力を発します。ただし下記の販売業者に書面を発信願います。ただし商品の引渡しを受け、かつ代金の全部を支払った場合を除きます。
- (3) その場合お客様は既に引渡された商品の引取に要する費用の負担はなく、また、既に代金を支払っている場合は返還なく、その金額払戻しを受ける事が出来ます。なおお客様が契約解除に伴い損害賠償又は違約金の請求を受ける事はありません。この契約に関する問い合わせ及び相談窓口は今後下記にご連絡下さい。

月日	分割払金	入金日	入金金額	残金	受領
1 10/8	995,000-	10/8	995,000-	0	
2					
3					
4					
5					
6					

販売業者・住所・電話

〒064 札幌市中央区南7条西23丁目20番

株式会社 大

担当セールスマン

資料五 (札幌市 昭和55年当時)

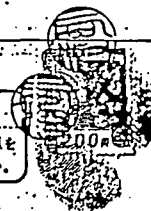
契約日 56年10月14日

契 約 書

(お客様用)

お名前	明大昭	年 月 日生
ご住所		
お勤め先		
お勤先住所		

御契約の際の御注意
御契約の際には裏面契約条項をよくお読みの上御記入下さい。



商品名	型式	数量	現金価格	商品引渡日	56年12月14日
高麗大理石	李朝型5C	1	2,100,000	支払方法	
	モ	10240		集金 持参	
現金価格合計 (1)			2,100,000	支払回数	2 回
頭金 (2)			1,000,000	支払期間	
差引残高 (3)	(1)-(2)		1,100,000	年 月 日から	
割賦手数料 (4)	(3)×15%		1,100,000	年 月 まで	
分割払金合計 (5)	(3)+(4)				
分割払価格 (6)	(1)+(4)				

(お知らせ)

- (1) 契約日をきめて(本書を受領後)4日を経過するまでは、書面により契約の解除ができます。
- (2) 契約の解除は書面の発信時に効力を発します。ただし下記の販売業者に書面を発信願います。ただし商品の引渡しを受け、かつ代金の全部を支払った場合を除きます。
- (3) その場合お客様は既に引渡された商品の引取に要する費用の負担はなく、また、既に代金を支払っている場合は返還なく、その金額払戻しを受ける事が出来ます。なおお客様が、契約解除に伴い損害賠償又は違約金の請求を受ける事はありません。この契約に関する問い合わせ及び相談窓口は今後下記にご連絡下さい。

月日	分割払金	入金日	入金金額	残金	受領
1 12/14	2,090,000	12/30	2,090,000	0	
2					
3					
4					
5					
6					

神戸市中央区花隈町3-35花隈会館201

ひょうご開運堂

電話 078 (361) 3370

森 吉

資料六 (神戸市 昭和56年当時)

悪徳紳士は靈感商法攻撃をやめよ!

[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
事自 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
事自 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
事自 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
事自 [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
事自 [REDACTED]

弁護士に調停を依頼した
いわけな「被害者」といわれる人達は
本人も知らないうちに、実は……
悪徳弁護士の力毛に
されているのです!!

資料7 (関西各地でまかれたビラ)

靈感商法を「食物」にする悪徳弁護士すなわち共産党弁護士に物申す。

殿

琵琶湖にあらず
浅瀬に仇浪
番茶

多宝塔・畫を買つて喜んでゐる人達を自分達の金儲けの力に
するのはやめろ!!

被寧救済とは名ばかり。
神を否定し、靈界を否定し、
先祖を粗野に扱う彼等(菩薩)
に人を救ふことかできらうか。

資料 8 (滋 賀 県 で ま か れ た ビ ラ)